

愛西市議会  
会議録

令和8年3月16日

建設福祉委員会

## 愛西市議会委員会会議録

委員会名	建設福祉委員会			
招集月日	令和8年3月16日			
開議時間	午前9時30分			
閉議時間	午後5時17分			
会議場所	第1委員会室			
出席委員	委員長 委員 委員 委員 委員 議長 (オブザーバー)	馬 渕 紀 明 鬼 頭 勝 治 杉 村 義 仁 原 裕 司 中 村 文 武 近 藤 武	副委員長 委員 委員 委員	竹 村 仁 司 吉 川 三 津 子 河 合 克 平 子 石 崎 誠 子
欠席委員	なし			
請願紹介議員	なし			
説明のため 出席した者 の氏名	副 市 長 保険福祉部参事 産業建設部長 産業建設部次長 消 防 長 高齢福祉課長 発達支援センター長 八開診療所事務局長 佐屋中央保育園長 健康推進課長 土 木 課 長 企業誘致課長 下 水 道 課 長 予 防 課 長 消 防 課 長 警備第3課長 高齢福祉課 課長補佐 保険年金課 課長補佐 土木課課長補佐 高齢福祉課主査	清 水 栄利子 青 井 優 宮 川 昌 和 新 美 壮 史 伊 藤 政 儀 八 木 久美子 渡 邊 志 保 安 田 貴 志 平 野 千 津 村 瀬 さやか 河 原 明 洋 藤 澤 寿 章 服 部 芳 樹 伊 藤 裕 一 水 谷 慎 志 佐 藤 基 猪 飼 隆 善 堀 田 紫津子 小 杉 孝 二 木 村 友 也	保険福祉部長 健康子ども部長 産業建設部参事 上下水道部長 秘 書 課 長 社会福祉課長 保険年金課長 子育て支援課長 佐織保育園長 産業振興課長 都市計画課長 上 水 道 課 長 消防総務課長 副 署 長 警備第2課長 高 齡 福 祉 課 課 長 補 佐 社 会 福 祉 課 課 長 補 佐 産 業 振 興 課 課 長 補 佐 下 水 道 課 課 長 補 佐 高 齡 福 祉 課 主 査	田 口 貴 敏 人 見 英 樹 小 原 智 宏 山 田 英 穂 渡 邊 竜 樹 水 野 裕 公 後 藤 真 治 前 野 輝 次 横 江 一 実 清 水 直 樹 佐 藤 政 樹 平 野 宗 克 宮 崎 敏 博 横 井 健 二 加 藤 守 正 後 藤 剛 柘 植 佐知子 横 江 昌 徳 山 村 修 一 城 安 代

職務のため出席した者の氏名	議会事務局長 鷲尾和彦 議事課長 長谷川 努 書記 村瀬俊彦 書記 秋田 郁哉
傍聴議員	なし
傍聴者	1名

午前9時30分 開会

○委員長（馬淵紀明君）

では、おはようございます。

本日は御苦勞さまです。

委員全員おそろいですので、ただいまから建設福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会では、理事者側の出席は副市長をはじめ、付託議案のある担当職員のみ出席とし、職員は入替え制といたします。

では初めに、議長並びに副市長より御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は建設福祉委員会にお忙しい中、委員の皆様には御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

季節の変わり目で寒暖の差が激しい時期ではありますが、議会最終日までしっかりと体調管理、整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、先週、総務文教委員会も開催されました。その際、委員会を円滑に進めるよう、議会側から執行部側のほうへ、答弁に当たっては委員の質問の趣旨、意図を十分に酌み取り、簡潔かつ丁寧な発言を心がけることという形で要望させていただいております。議員側におかれましても分かりやすい質問で、限られた時間ではありますけれども、しっかりと審議していただくことはもちろんではありますが、お互いに協力し合ってこの委員会を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

ありがとうございました。

○副市長（清水栄利子君）

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議員各位におかれましては建設福祉委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会におきまして、当委員会に付託されました案件につきましては、議案第5号ほか19件と請願1件でございます。いずれも市政運営に重要な案件でございますので、十分御審査の上、適切な御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（馬淵紀明君）

ありがとうございました。

本日は、委員会傍聴の申出がありましたので、愛西市議会委員会条例第19条の規定に基づき、傍聴を許可いたしますので、ただいまから入室いただきます。

それでは、付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、さきの継続会で配付されました委員会付託議案一覧表のとおりであります。

初めに、議案第5号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

では、議案第5号：愛西市国民健康保険条例の一部改正について質問をいたします。

地方税法が改正されたからということで改正されるということですが、まずは地方税法がどのように改正されたのかということと、それからどのようにこの保険料300円、保険料の値上げ部分について、その金額が決定されたのかということと、この条文によると特定世帯とか特定継続世帯というのがあるんですけども、その内容、意味、あと減免措置についてあるかどうかについてお願いします。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

まず、地方税法のどのようということですが、地方税法のほうに子ども・子育て支援制度の支援金の部分についての要綱が定められました。それに基づき、今回条例を改正いたします。

また保険料の値上げの決定につきましては、税率につきまして、愛西市他の3つの税につきましては激変緩和中ではございますが、子ども・子育て支援金につきましては、新しいものということで県より示されました愛西市の標準税率をそのまま用いて愛西市のやっております100円単位で丸めさせていただいた上で上限上げさせていただきました。

それから、3つ目の特定世帯の関係でございますが、ちょっと確認して後から、すみません。

**○委員長（馬淵紀明君）**

条文の内容ですよ。条文の内容と減免と、あと2つありますよ、質問。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

条文の内容は、先ほど申し上げました地方税法の条文の内容ということでございますので……。

**○委員（河合克平君）**

特定世帯と。

**○委員長（馬淵紀明君）**

最初のは改正内容は分かりましたけれども、金額も分かったし、条文の内容については、河合委員は特定……。

**○委員（河合克平君）**

世帯と特定継続世帯について。

**○委員長（馬淵紀明君）**

そういうことについての内容についてということと、もう一つは減免のことについての質問です。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

特定世帯に対する減免の金額を定めた部分になりますので、これに対する説明と云われますと、どのような説明でしょうか。

**○委員（河合克平君）**

特定世帯と特定継続世帯ということで減免が金額化されていますよね。金額が安くなっているんですけど、そもそも特定世帯と特定継続世帯というのは何かということを経験に聞いたのね。その特定世帯と特定継続世帯の金額が減額されたのが減免措置に当たるといふことであればそういうことだし、ほかに国保のような5割、2割、7割の減免措置がこの部分にはかぶさってくるのかどうかについて聞いたかったの。いいですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

まず特定世帯、特定継続世帯の関係でございますが、例えば高齢のお二人で国保に入ってみえた方のうちの一方が後期高齢のほうに、年齢によりこれは強制的に移りますので、移ったことによって、それぞれ保険料が発生いたします。その部分についての軽減になるわけですが、今回の改正につきましては、そういった方々に対する軽減で、先ほど委員言われました7割、5割、2割につきましては、今後地方税法施行令が改正されてからの改正ということになりますので、こちら今回の中には入っておりません。以上でございます。

**○委員（河合克平君）**

では、いわゆる7割、5割、2割の減免については、この子ども・子育て支援金で負担をする部分については今のところはされないということなのか、従来の制度で適用されるのか、その辺のことについては教えてもらえますか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

この部分につきましては、今月中に地方税法の施行令が施行される予定でございますので、公布後直ちに愛西市の国民健康保険税条例につきましても改正を進めたいと考えております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

ちょっと説明が悪いのかな。今ある、それは新しく改正されて、その所得額が広がりますみたいな、そういう改正でしょう。今回の値上げ分については、そのもともとの国の7割、5割、2割にはされるのかどうかということについてちょっと聞いたかったんだけど。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

そちらの今までの他の3つの税と同様の基準で設けられるようでございますので、それに併せて同じ同様の7割、5割、2割の軽減の条例を改正させていただく予定でございます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

子ども・子育て支援金部分だけが減免されないというわけじゃなくて、いわゆる減免措置はされるだろうという予定ではあるということでは分かりましたが、特定世帯と特定継続世帯って2つあるんですけど、高齢者の人が2人いて1人が後期高齢に行くと、その人は特定世帯になるんですか。特定継続世帯というのは、そういう状況が1年、2年と続くと特定継続世帯ということになるんですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

例えば先ほどの例で言いますと、2名のうち1名が後期に移ったことによって割高になることがないということで、国保に残られた方が軽減される。その期間が2年でございますが、それを過ぎた方につきましても継続世帯ということで引き続き軽減があるということでございます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

その2年というのは、減免される特定世帯が2年で、それが終わると特定継続世帯になるという理解でいいですか、2年とおっしゃられるのは。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

そのようなことでお願いします。

**○委員（河合克平君）**

この部分については本会議でもありましたが、95.27の設定で県に費用、負担金を支払うということなんですけれども、それよりも少なかったら市が繰入れをするんだというような話もありましたが、もともとの費用に対しては国、県、市のほうからはそういう財政措置というのはある費用なんですか。例えば軽減措置で繰入れありますよね。そういう繰入れはある金額ですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

今回の子ども・子育て支援の分の税につきましても、2割、5割、7割の軽減ほか、その他の税金による公費による支援はございます。以上でございます。

**○委員（河合克平君）**

では、そういう公費はあるということでは分かりましたが、25.27%の設定ということで、要するに市が集めて95.27%分を支払うということやね、単純に言えば。ということになると思うんですけど、今愛西市だと何%でしたっけ、設定をしている目標は。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

愛西市の8年度の当初予算につきましては、収納率95.5の設定で計算しております。

**○委員（河合克平君）**

そうすると0.23は、多くなった分は、国民健康保険税の会計の中でほかの費用に充てられるという意味でいいですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

ほかの3つの税と併せまして管理いたしますので、その中でこの税だけではなくて先ほど言われました公費のほうも含めて納付金を払いますので、ちょっとその部分の差引きが案分とかそういった形で出てくる可能性があります、そこまでは計算せずに、残ったものが繰越しということで適切に運営させていただきます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

繰越しというか、年度内で使うということですよ。それとも翌年に繰り越すということですか、その部分は。要するに黒字とはいかんけど、その運営費が残った部分について中に入っておるから翌年に繰り越すという意味でいいですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

予算全体の中の歳入の中の一部が項目ごとで黒字になったということになりますので、その部分を含めて決算をいたしまして、繰越しが出れば翌年度以降適切に運用していくことになると思います。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

ちょっと保険料のほうに戻るんですけど、県からの言われた分を払っていますということだったんですが、ほかの3つの負担金については激変緩和で今緩和しますということなんですが、激変緩和の扱いを、この子ども・子育て支援制度の部分についても取扱いをしなかったにはそれなりの理由があるんですけど、その理由を教えてもらっていいですか、激変緩和の中に入れなかった。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

令和10年度に向けて県の示す標準税率に着々と今税率を改正させていただいたところがございます。その中で、今回の子ども・子育て支援の分についてどのようにするかということにつきましては内部では検討いたしました、やはりこれはあと数年をほかの激変緩和に併せて案分して減らすというのはちょっと適當ではないと。

また、額につきましても、今後令和10年まで国のほうは基準を上げていくとっておりますので、子ども・子育ての支援金につきましても上げていくとっておりますので、そういったことを考えると、まずは8年度については国の示した基準に基づいて計算された県の標準で行くのが適當であると考えました。以上でございます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第5号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

### ○委員（河合克平君）

では、議案第5号の愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてということで、反対の立場で討論いたします。

今質疑の中でも県の激変緩和の中に入れずに県から示されたものをそのままということもありますし、もともと子ども・子育て支援は一般会計、国でいえば子ども・子育ての予算を増やして子ども・子育てを支援していくべき内容であって、わざわざ国保の、また医療保険の中で負担をしなきゃいけないというようなシステム自体が、僕は国の子育てを支援していくという立場からいうと合っていないというふうに思いますし、子ども・子育て支援については、やはり国が責任を持って財政措置をしていくということを求めたいと思います。

また、先ほど言われた、令和10年まで上げていくということもありますけれども、今物価高騰の中で本当に市民の方が、子育てしている方も含めて、今回は子育てをしていない方まで含めて負担をするわけで、そういった点では非常に大変な状況になるので、やはりしっかりと激変緩和も考慮に入れて、負担を減らすということをするべきだというふうに考え、議案については反対とさせていただきます。

### ○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成の討論なしとします。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

### ○委員（河合克平君）

では、この第6号の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正についてですが、内容的には料金の問題だということで書かれてはいますけれども、12月の議会で論議がされたことですが、おさらいとして、この愛西市についてはどのような利用方法をするのか、また申込みはどうするのか、申し込んだ人

に対してはどんな対応をしていくのか、面接等も含めて、あと利用できる時間帯、その1人が利用できる時間帯の上限ですとか、また利用できる枠というか時間帯というのか、何時から何時までみたいな時間帯とか、そういうものをまず教えてもらっていいですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

まず申請の方法ですけど、まず申請書を書いていただきまして、子育て支援課に提出していただきます。その後、認定証とアカウントを発行いたしまして、その後、利用施設で面談を行っていただきます。面談後、利用ということでございます。

上限の時間は月10時間でございます。

利用時間は9時から午後3時まででございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

この利用については月10時間ということですが、これは何曜日から何曜日とかというのがあるんですか、9時から3時までということですが、

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

月曜日から金曜日までです。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

月曜日から金曜日までということで、9時から3時の時間帯で月10時間まで利用ができるということですね。

面接というのは先ほどありましたが、12月議会では各園がその場で面接するということだったんですけれども、市役所として面接するわけではないという理解でいいですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

施設ごとで面談を行っていただきます。

**○委員（河合克平君）**

施設ごとでということなので、前回の話では公立保育園に限るということで、余裕形でやるということでしたので、ここでいうと佐織保育園と佐屋中央保育園で面接をされるということでしょうか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

そうでございます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

この公立保育園では、どこの地域の人でも愛西市の人であれば、2つの保育園どちらも選べるということでしょうか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

そうです。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

では、どこでも、どのような形でも利用できるということですが、申込みをして利用する園に面談をするということなので、例えば佐織でも使いたいけど佐屋でも使いたいという場合は両方面談をするようなことになるんですかね。そのたびに面談をするんですかね、利用する度に。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

その施設で初回のみ面談になります。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

初回だけ面談をして、取りあえず佐織で面談をしても、佐屋のほうでも行けるということでもいいということですね。分かりました。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

佐織を使いたい場合は佐織で面談、中央を使いたい場合は中央で面談、初回のみでございます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

河合委員、今聞いていることがこの今回の改正内容に関係してくるということでもいいんですか。

**○委員（河合克平君）**

そうそう。

どれだけの利用料というか、どれだけの負担がかかっている中で、300円というのは本当に合っているのかどうかというのを聞きたいので。そういうことで聞いていますので、お願いします。

利用者は、佐織を使う場合は1回、佐屋を使う場合1回ということですね。じゃあ両方使いたい場合は両方で行うということになるということでもいいですね。

続いて、この300円というのは国が示した金額だよということなんですが、公定価格に関わって、その負担費用というのか、1時間300円ですから到底維持費も含めて出るわけではないので、そのほかの費用の財源については公定価格がプラスアルファされる、特例の公定価格がその分だけ付け加えられるという理解でいいですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

例えば委託をした場合は、国から零細につきましては1,700円が支給、うちから1,700円払うんですけど、市の持分としては8分の1でございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

ちょっとよく分からないですけど、委託分として1,700円払って、1,700円のうち8分の1は市が負担をするということですか。

公立保育園の場合は市の負担とかないじゃないですか。この公立保育園の場合をうちでやるわけなので、その分についての財源措置についてはどうなるんですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

財源はございません。

○委員（河合克平君）

財源ないんですか。交付税措置とかされないんですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

ございません。

○委員（河合克平君）

市が受けるようにして、市が委託でいうと1,700円分本当はもらえるけれども、1,700円分は丸っと市が負担をして、この子ども・子育て支援制度を維持していくということですか。それに対する交付金とかそういうのは全くないんですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

現状そういうのを聞いておりません。

○委員（河合克平君）

大変だね。

分かりました。

本当に交付税もないのかどうか、ちょっと交付税の内容見ないと分からない部分もありますが、そうすると市がやると市の負担が多くなるということで、委託をするということも当然検討されたのかなというふうに思うんですけども、これについては前回委託されると手を挙げるところがなかったので市がやりますという話でしたけれども、そのことについて予算措置も含めて、市が負担しないかん部分については、国に対して予算措置しろよみたいな要望をしていかないかんと思うんですけども、そういうようなことはこの周辺地域の自治体でもそうですけど、そういうことは出ているんですかね、そういう現状は。

○子育て支援課長（前野輝次君）

ちょっとその辺は聞いておりません。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

○委員（吉川三津子君）

たくさん質問が出ましたので、一、二点お伺いをいたします。

これ利用するときの手続、アカウントということなので、ネットでされるのかと思いますが、あとお金のやり取りとか、それからキャンセルとかの場合どう処理されるのか、1つ教えていただきたいと思います。

それからあと定員とか優先順位とかたくさん希望があった場合、その辺どのように処理されるのかお伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

お金につきましては、当日現金でお支払いをいただきます。

それと、キャンセルにつきましてもシステムでキャンセルをしていただきます。

それと、予約ですけど、システムに入っていて、空きがあったところに予約を入

れていただくということでございます。以上です。

○委員（吉川三津子君）

大丈夫です。

○委員長（馬淵紀明君）

いいですか。

他によろしいですか。

[挙手する者なし]

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第6号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

○委員（河合克平君）

では、議案第6号の愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援システムの一環として、こども誰でも通園制度ということで実施をされるわけですが、今財政措置もないという状況もありましたけれども、本当にそういった中で子供たちの安全や命が本当に守れるんだらうかということ非常に問題をしております。保育士の配置の基準だとかそういったことについても本当に問題点ばかりで、これを今回進めるということでの条例改正については、ちょっと賛成ができないなというふうに思っていますので、反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（中村文武君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

本制度につきましては、国が新しくつくった制度ということと、300円のこれも周り比べて妥当だと思いますので、また1,700円の手当というか委託した場合出るということ、ここについては民間の方は非常に苦労されているというような話も聞きます。その辺りも要望していただくということも併せてお願いしたいです。

あと、一時預かりとこの制度、いろんな利用者からするとどっちを使っていいのかなど迷うこともありますし、そういったことの周知も含めて広報等で分かりやすく案内していただいて、その選択肢が広いことに関しては、市民の方は本当にありがたいというふうに思いますので、市外利用等いろんな制度の、ルールで本当にいろいろ違うと思いますので、その辺の周知を徹底をお願いしまして、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第6号を採択いたします。

議案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号：愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

この第7号の愛西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、該当するところは愛西市にはないよというお話もありましたし、そういった点では非常に本当にこの緩和措置が必要なのかというところは非常に疑問に思うところですが、この緩和措置があるのとないのと利用児童についてどういう影響があるのか、条例上の問題ですけれども、教えてもらっていいですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

この特例保育といいますのは、僻地とか離島で保育士さんとかを雇うのが難しい場合に限り特例が認められる場合でございます。愛西市はその特例には該当しません。以上です。

**○委員（河合克平君）**

該当しないのはつくらんでもいいんじゃないの。そういうわけにいかんですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

こちら内閣府令が改正されまして、それに沿って改正するものでございます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第7号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

子ども・子育て支援システムのうちの、こども誰でも通園制度についての支援の問題だ

と思いますので、もともとの制度的な設計も含めて問題があるというふうにも考えますし、愛西市で該当がないんだったら特例をつくる必要もないかなというふうにも考えますので、そういった点ではこの議案7号については反対とさせていただきます。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（河合克平君）

では、議案第8号：愛西市介護保険条例の一部改正についてということで質問いたしますが、この附則によって改正されるということでお話がありましたが、物価高騰でもあるので、または所得税も安くなるということでの制度改正なので、介護保険も安くなってもいいんじゃないかなというふうには思っていたんですが、その辺のことについてはこの附則は絶対やらなければならないという内容になるのでしょうか。教えてください。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

今回のものにつきましては、介護保険施行令の改正に伴うものですので介護保険条例を改正しないということはできません。以上です。

#### ○委員（河合克平君）

分かりました。

しんでもいいんじゃないかなと思いますが、1,800万の減額があるということでお話がありましたが、この1,800万円の減額については、大体区分が15区分ぐらいありましたよね。その区分でいうとどこでどう減額されるのかというのはちょっとよく分からなかったんですが、これについては減額される予定なのは1、2、3部分、第1、第2、第3で減額されるというような内容なのか、その辺のことについて、1,800万って結構な金額になるんですが、それについてはどのような計算をされて1,800万と出たのか教えてもらっていいですか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

こちらにつきましては介護保険段階全体にわたるものでして、一番多い段階につきましては第6段階の方という試算になります。以上です。

○委員（河合克平君）

第6段階というと、本人が住民税課税者でという人が要するに住民税課税じゃなくなるという可能性があって、そのところの部分が減るということですかね。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

今回の改正につきましては、給与控除が55万から65万に上がるということイコール給与所得が10万円減額になる改正となりますので、10万円減ることによって住民税が課税者が非課税者になる可能性がありますので、6段階の方が多ということになります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第8号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

もともと反対の立場で、議案第8号の愛西市介護保険条例の一部改正についてということで、反対の立場で討論いたしますが、もともと介護保険自体、保険料自体が高いということもありますし、物価高騰の中で大変な手取りが減っているということで高齢者の方からも聞きますし、そういった点では、この部分について実際所得税が安くなったのであれば、介護保険も併せて安くするということが普通じゃないかなというふうには考えますけれども、そういった点では国がやらなければならないというふうに言っているということもありますけれども、この介護保険の負担がせつかく安くなる可能性があるものを、また負担が増えると、負担をそのままにするということになりますので、そういった点ではこの介護保険条例については反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### ○保険年金課長（後藤真治君）

申し訳ございません、議案第5号の中の河合委員の質問に対する私の答弁の中で、一部訂正がございますので失礼いたします。

特定世帯の関係でございますが、2年という言葉をお申し上げましたが、特定世帯5年ということで訂正をお願いいたします。

また、特定継続世帯がそれプラス8年ということでよろしくをお願いいたします。以上です。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では次に、議案第9号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第9号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

では、第10号の愛西市火災予防条例の改正について質問いたしますが、この中で住宅の感震ブレーカーについてのお話もありましたが、特に特段の定めがないということなんですけど、今いろんなところでスマートメーターというのがついてきているんですけども、このスマートメーターでもこの感震ブレーカーということで、その代わりになるという理解でいいでしょうか。

○予防課長（伊藤裕一君）

先ほどのスマートメーターの件につきましては、今回火災予防条例の対象となるかどうかについての議論は及んでおりません。あくまでもブレーカー、各家庭の分電タイプのブレーカー、もしくはコンセントにつけて強制的に電流を流しブレーカーを落とすタイプ、それになっておりますので、そちらのほうを御承知おきください。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

すみません、ではサウナの件ですけれども、この愛西市ではないということでしたが、簡易サウナについてですけど、簡易サウナというと室内でテントみたいなのをしてサウナのようなことをやるということも含まれるのか含まれないのかということだけ、もう一度再度確認をお願いします。

○予防課長（伊藤裕一君）

今回の規定に関しましては、屋外で使用するものになっております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第10号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号：市道路線の廃止についてを議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
次に、これより議案第11号に対する討論を行います。  
まず、反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
次に、議案第11号を採決いたします。  
議案第11号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第12号：市道路線の認定についてを議題といたします。  
直ちに質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
次に、これより議案第12号に対する討論を行います。  
まず、反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

次に、議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号：愛西市下水道事業会計建設改良積立金の目的外使用についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（吉川三津子君）

それでは、議案第13号：愛西市下水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について、ちょっと詳しく、分かりにくいのでお伺いをしたいと思います。

令和7年度の当初予算とか年間のキャッシュフローではプラス1,200万で、年度末には10億円超えの現金預金が残る計画だったと思います。それにもかかわらず、年度末になってこの3.5億円もの積立金を移動させなければならなくなったのは、当初の資金繰りが根底から崩壊しているんじゃないかなというふうに思うんです。

途中でも何度も何度も補正が組まれておりまして、補正1号のときには当年分の損益勘定留保金がかかなり加算されたりとか、過年度分の損益勘定留保資金もかなり減額されたりとかして、いろいろあちこちあちこちでお金が動いて赤字分を埋めるということがされております。

そういった部分で、なぜこれだけの移動をさせなければならないのか、当初の資金繰りの計画と現在とどう違っているのか、その辺ちょっと見解をお伺いをしたいと思います。

#### ○下水道課長（服部芳樹君）

まず、令和7年度の予算計上の段階でございますが、そもそも6年度から繰り越される過年度分の損益勘定留保資金の額の確定が令和7年の9月の決算認定時でないとならないため、7年度の当初予算計上時には把握ができなかったということで、今回損益勘定、留保資金の状況をつかんだため今回の補正という形になったものでございます。以上です。

#### ○委員（吉川三津子君）

決算でしか分からないというより、5月にまで閉鎖期間があつて、消費税等も計算もその頃にされているのに、なぜ9月の決算でしか確定できなかったのか、どの項目が確定できなかったのか、それを教えていただきたいと思います。

#### ○下水道課長（服部芳樹君）

あくまでも決算認定というものを踏まえてからでない、確定ということではないものですから9月という形になるものでございます。以上です。

#### ○委員（吉川三津子君）

そうなる、もう9月の決算をつくっているときには、この赤字額を埋める財源的なものに問題がある、これは大変なことになっているという認識を9月決算をつくる前に認識

として、8月ぐらいからもう決算等きちっとした書類が、6月ぐらいにできていると思いますので、そういった認識があって、なぜこの3月の終わりになっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

先ほど補填財源の関係につきましては、先ほどの答弁でお答えしたように9月決算がベースとなってきます。

今回この建設改良積立金の目的外使用という形でのものにつきましては、一応来年度予算の兼ね合いもございまして、今年度の4条の収支の不足額を何で補填するかという部分をまず決めた上で、8年度予算の補填、4条収支の不足額の兼ね合いも見た上で、8年度予算では何を使用して補填をしていくのかという部分の兼ね合いがございまして。

ですので、7年度会計上の補填財源として、今回建設改良積立金を3億5,000万使用する形で7年度決算上ではその積立金を使用した上で収支不足額を補填するという内容で御提案させていただいているものとなります。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

御提案していることはよく分かるんです。

なぜかというところを聞いているわけで、今までこのような組替えなんて一度もしたことがないわけですよ。今あるお金でやれてきているのに、なぜ今回組替えが必要になったかということなんですね。

令和7年度当初予算では、この不足額に対して過年度勘定とか留保金とかいろいろ上げてあるわけですが、これも途中で補正のときに少しいじられておりますけれども、このどの部分の金額が確定していないから今回のような流用をすることになったのか、過年度分損益勘定留保資金とかいろいろありますけれども、その赤字を埋めるどれが確定していなかったからこういったことになったのか、その点。また3.5億円増額になっているわけなので、そこら辺についても説明をちょっといただきたいです。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

今回のこの目的外使用の主な要因につきましては、過年度損益留保資金の額が確定したことに伴って議案を上げさせていただいているものとなります。

**○委員（吉川三津子君）**

過年度分の損益勘定留保資金が確定したって、幾らだと思っていたのが確定して幾らになったんでしょうか。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

決算をもちまして、過年度損益留保資金の額が1,579万8,000円という額が確認されましたので、それに伴いまして4条収支の不足額の額を確認した上で、今回目的外使用での建設改良積立金を3億5,000万使用するという事で議案を出させていただいています。

**○委員（吉川三津子君）**

そうすると、過年度分の損益勘定留保資金というのを1億7,154万5,000円当初予算の

ときに組んでいたのに、決算のときには1,579万しかなかったという意味でしょうか。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

決算前の時点につきましては、当初予算計上時におきましても令和6年度の9月等での損益勘定留保資金の数字を基に使用していくことになっていきますので、その時点では当初予算で計上させていただいている過年度留保資金の使用額で7年度予算を議案のほうを出させていただいています。

そこから今回、6年度決算認定を受けた時点での確定した額を確認した上で、7年度の損益勘定留保資金の状況、あとそれに不足してくる建設改良積立金3億5,000万の使用を必要としたので、今回議案を出させていただいています。

**○委員（吉川三津子君）**

ちょっと聞いても全然分からないんですけど、1億7,154万5,000円の予算を組んでいたと。それが実際にはこれだけなくて、1,579万しか過年度の損益勘定留保資金はないということですか。本当は幾らあるんですか。そのうち1,579万を充てるのか。あまりにも予算と今回の改正とかけ離れているじゃないですか。そうすると、全く無意味な予算を組んだということになってしまいますが、その辺の見解についてお伺いをしたいと思います。

**○委員長（馬淵紀明君）**

予算を組んだと、7年の予算を組んだということ。

**○委員（吉川三津子君）**

そう、7年組んで、今回それじゃなくて変えて3億5,000万入れ込むわけなので、何でこんなに予算と狂ってきているのかという話をちょっと説明いただきたいと思っています。

**○委員長（馬淵紀明君）**

説明をお願いします。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

まず、7年度会計における過年度損益留保資金の額につきましては、6年度決算を迎えたときの損益勘定留保資金の残額の数字となってきます。ここで、7年度会計において1,500万という数字で出させていただいておりますが、それが実際の7年度における損益勘定留保資金の残額となってきます。その数字を基に7年度会計において、どの補填財源を使用して4条収支の不足額を充当していくのかというところを考えた上で、今回建設改良積立金を3億5,000取崩しをさせていただいて、4条収支の不足額に充てさせていただくという内容となっております。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

ちょっといろいろどくどく聞いて申し訳ないんですけども、あまりにも予算とかけ離れていて、決算が出なくても積み上げをしていけば大まかな金額は分かるはずじゃないですか。これだけずれてくるということは、全く予算を組んでも意味がないということかと思うんですね。

今それ計算して1,500万ぐらいしかないよということではありますが、今回3.5億の増額

になっているわけで、また計算が合わないんですよ。何で3.5億円の増額になってきたのか、その辺もちょっと教えてください。

**○下水道課長（服部芳樹君）**

今回の資本的収支の不足額が4億5,033万7,000円ございます。先ほど申し上げた過年度の損益勘定の留保資金が1,579万8,000円で確定したのと同時に、当年度分の損益勘定留保資金422万1,000円、それから過年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額7,418万2,000円、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支強制額約613万6,000円が確定したものですから、差引きの不足分3億5,000万円というものが確定したので今回振り替えるものでございます。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

7年度の予定の貸借対照表によれば、現金預金が10億円あるわけですよ。この下水道会計の通帳に10億円の予算があるならば、わざわざ議会の承認を必要とするような積立金の目的外使用などせず、その預金から返せるような話ではないのかなと思うんですが、将来の工事費まで貯金を崩したということになるんですが、その見解でよろしいのか確認をさせてください。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

まず損益勘定留保資金の案件につきましては、これは毎年度決算認定時において利益剰余金をこの積立金に積み立てるということで議会認定を受けて、現状に至るまで建設改良積立金のほうに積み立ててまいりました。その金額につきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、現金のほうに表れてくる数字の一部で含まれております。

あと、その建設改良積立金で積み立てられたものにつきましては目的が定められておりますので、今回7年度会計において4条収支の不足額の主な発生理由としては起債の元金償還に伴うものとなっておりますので、建設改良積立金をそのまま使うことができないため、今回議案のほうを出させていただいて、積立金の目的外使用を出させていただいているものとなります。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

私もまだまだ勉強不足なので、とんちんかなことを言うかもしれないんですけども、この積立金というのは、先ほどの留保金とかなんかも全部現金預金のほうで一緒に管理されているのか、積立金は別の管理の仕方をされているのか。下水道も一つの預金通帳をお持ちだということでしたけれども、その辺はどうなっているのかお聞かせいただいてもよろしいですか。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

現金につきましては一つの通帳で管理しておりますので、建設改良積立金と、あと損益勘定留保資金も含まれたものとなってきます。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

いろいろちょっと私も、なぜ積立金を崩すのか理由が本当に分からないんですけども、

なぜこんなことになってしまったのか、これ将来的な建設への影響というのはどう考えているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○下水道課長（服部芳樹君）

今回、繰り返してございますが、整備に関する財源というものはそもそも国、それから県の補助金及び企業債収入で賄っております。建設改良積立金が減少しても、今後の整備への影響はないというふうに考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

ない理由をお聞かせいただきたいです。3億5,000万という大きな金額が1年間で今後の建設に関わる積立金から減るわけですが、影響がない根拠は何なのでしょう。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

先ほど課長のほうから答弁差し上げたように、単年度の4条の建設改良費の財源としましては、企業債の借入れ、あと国・県の補助でほとんどが賄われておりますので、単年度ごとの建設改良の工事につきましては影響がない、少ないものと考えております。

○委員（吉川三津子君）

改修とかそういったことも出てくると思うんですけども、大きな改修とか、そちらのほうへの影響はないのかお聞かせいただきたいです。

それから、ちょっと質問が多くなっちゃうので2つ続けて言いますけれども、不足の理由が、過年度の確定が把握できなかったということ为先ほども本会議でもおっしゃるわけなんです、家庭の中であっても家計簿をつけてれば大体分かるわけですよ。その中で3.5億円もの巨額な誤差が年度末まで気づかなかった組織の体制についてどう考えているのか、その点についてお聞かせいただきたい、2点です。

○下水道課長（服部芳樹君）

まず1点目でございます。

改修への影響は、先ほど申し上げたように影響はないというふうに考えております。

それから、年度末までの不足に関して気づかなかったということに関しましては、先ほどから申し上げておりますとおり、決算の認定時における確定した数字を基に、私どものほうでそれ以降、状況を見ながら確定したというのを最終的に今回計上させていただいたというものでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

吉川委員、少しお待ちください。

さっきの影響ないと言ったのと影響が少ないとじゃちょっと聞こえ方が違うけど。影響はないということでもいいの、どちらですか。少ないのか、ないのか。

○下水道課長（服部芳樹君）

失礼しました。ない、でお願いします。

○委員（吉川三津子君）

今までこういったことは、下水道事業をやってきて一度もなかった。赤字がこんなに一

度に3.5億円も膨らむようなことはなかったわけなんですけど、こうしたものは一時的なのか、継続的なのか。令和8年度以降も同様に積立金の切り崩しを行わなければいけないような、借金が返せないような、そんな見通しがあるのかどうなのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

**○下水道課長（服部芳樹君）**

現時点では、今後の4条収支の不足額の状況を見てみないと何とも言えないところでございますので、現段階では何とも言えない状況です。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

何とも言えないとおっしゃいますが、令和5年に計画が、ちょっと名前忘れちゃいましたけれども、計画が立てられているわけです。その中では赤字が2億から4億とかというふうに記されていると思うんですよ。もう既にここ数年それをオーバーしているような状況で、この先の下水道の運営においても赤信号がついているような状況ではないかと思いますが、その点についての見解はどう考えてらっしゃるのか。その点について、将来の計画についてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○下水道課長（服部芳樹君）**

今回こういった形での積立金振替等ございますが、財源が不足することはあっても、とにかく計画どおりの整備を優先すべきというふうに考えております。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

計画どおりの事業をしていく、その気持ちは分かりますが、精神論では済まないわけで、これだけ赤字がここ数年、令和5年につくった計画は2億から4億という数字なんですよ。既にここ数年それ以上の赤字が出てきている。そういったところに建設関係の積立金まで投入している状況で、頑張りますよという気持ちは分かるんですけども、金銭的に立ち行かなくなるのは数字を見れば分かるわけですね。そこら辺どのように今後していけるのか、対策をどう取っていけるのか、その点について伺いたいと思います。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

お答えさせていただきます。

令和元年度から特別会計から企業会計に移行して、一般会計の繰り出しという部分にかなり依存している状況でございます。その中で、公共下水道事業も集落排水事業も更新等をやってまいりました。

令和12年度までにはコミュニティ・プラント4施設を公共下水道へ接続する。それによって、4処理場の廃止に伴って維持管理費用を削減する。また、令和9年度には下水道使用料の見直しの検討をまた進めたいと考えております。料金を上げて3条のほうの収益を上げていく。その中で4条の補填の部分を極力少なくしていく。その中で利益剰余金を積み立てて、建設改良の積立てのほうに回していこうと考えておるわけなんですけど、経費削減の部分でかなり努力をしていかないといけないかなというふうには考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

以上です。

○委員（中村文武君）

少し難しい議論になったので、私の認識で間違いがないかということのをちょっと2点確認したいんですけれども、建設改良積立金を崩す理由は、現預金が実際足りないからだという認識で間違いがないかということと、先ほど吉川委員が決算時期まで3億5,000万のずれが分からなかったという認識で僕は捉えたんですけれども、多分そうじゃなくて、工事費等が積み重なって赤字になったんだけれども、多分余剰金の1,500万か1,400万か1,300万か1,600万かという、そこが固まらなかったのが決算時期じゃないと分からないと、工事費が積み上がっていたのは多分もっと前から分かってたのかなというところで、そのずっと赤字が分かんなかったという認識じゃなくて、その決算利益剰余金の部分だけが分からなかったので、幾ら補正をすればいいのかが9月にならないと分からなかったという認識で僕は捉えているんですけれども、それで間違いがないかということと、そもそも収益が足りなかったのか、工事費が上がり過ぎたのかという、その赤字になった原因はそもそも何かということをもとに伺わせていただいて。

あと、10億の現預金の中で多分8億が入っているんで、2億の現預金を使うという、そこで消費するよりは積立金を崩して3億5,000万という、その1枠で分かりやすくというふうな整理をしたためにこういう積立金の使い方になったのかなというふうに解釈しているんですけれども、それで認識で間違いがないかだけお願いします。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

今回の目的外使用の状況、これが生じた状況につきましては、あくまでも損益勘定留保資金の残額に伴うものとなります。ですので、7年度会計においては、今回3億5,000万の目的外使用をさせていただいた上で、7年度会計における4条収支の不足額を補填するという状況になってくるかと思えます。この理由で今回議案を上程させていただいておりますが、実際のところ、これが損益勘定留保資金の使用額が抑えられるため、次年度予算においてその部分が収支不足額の補填として使えるというような状況等となってきます。以上です。

○委員（中村文武君）

あと1点だけ、そもそものその収益の赤字の原因は、収益が少なかったのか、工事費がかかり過ぎたのかという、そもそもの原因をお願いします。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

企業会計における4条収支の不足額の発生する主な要因としましては、企業債の元金償還に伴うものとなります。ですので、過去の工事等々の兼ね合いから積み上がってきたものという理解でよろしいかと思えます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいでしょうか。

○委員（河合克平君）

損益勘定留保資金というのが補填財源が少なくなるということですが、補填財源が少なくなるとなると、起債が少なかったの、工事費用に比べると。起債が少なければ当然補填財源が必要になってくるんですけれども、そういう内容ですかね。ちょっと7年度起債が少ないんじゃないかなと思うんですけど、率にして。そういうことはありましたか。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

7年度の企業債の借入れにつきましては、元金償還のほうには影響ありませんので、そういう7年度の元金償還には影響はありません。以上です。

○委員（河合克平君）

4条予算で資本的収入の中には借金の借り入れた金額も入るし、他会計補助で市からもらうのも入るし、国からの国庫支出金もあるし、それをもって支出のほうは公助していくわけじゃないですか。

公助のほうが多くなり過ぎるんだけれども、それについては損益勘定留保資金で補填をしていくよという、そういう4条予算の考え方ではないんですか。それで考えるなら、収入が少ないからそういった補填財源をたくさん使わないかということになれば、いわゆる工事の費用に関わるよりも、借金が少なかったから、抑えたから、工事の費用が多くなり過ぎて、補填をすべきお金がたくさんになってしまったという、足らなくなってしまったということではないんですか。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

まず、繰り返しにはなりますが、4条収支の不足額というのは企業債の元金償還に伴うもの、それが発生原因となっております。元金償還につきましては、過去から工事を行ってきて現在に至って元金を償還する額、単年度で見たときの額となります。

あと、7年度に行われる工事の4条の建設改良費につきましては、先ほど答弁で申し上げたように、財源のほうは国・県の補助金、あと今年度借り入れる企業債で賄われるものとなりますので、そのような内容でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第13号に対する討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のあるはどうぞ。

○委員（河合克平君）

今回の目的外使用についてですが、今、損益勘定留保資金の不足額を補填するということとお話しましたが、会計上そういうことは必要だということになる現象は分かるん

ですけれども、その理由について明確な答弁がなかったというふうに考えます。

3億5,000万円をそこで使ってしまえば、建設改良が今後に使えるお金が減っていくわけで、事業継続をしていかないかん下水道事業について非常に問題がある、不安があるというふうに考えますので、そういった点では目的外使用については反対とさせていただきます。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開は11時からとさせていただきます。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般会計予算及び補正予算の審査に先立ちまして、委員並びに理事者側の皆さんに御理解と御協力をお願いをいたします。

令和7年度一般会計補正予算については、歳入歳出一括で審査いたしたいと思っております。

なお、令和8年度一般会計予算については、各款ごとに歳入歳出一括で質疑します。

なお、10款教育費、6項幼稚園費につきましては、第4款の後に審査いたします。

また、第1表 歳入歳出予算の後、第2表 継続費、第3表 地方債について審査いたします。審査をスムーズに進めるために、委員の皆さんの質疑はできるだけ簡潔明瞭に、またたくさんある場合は三、四点ずつ分けて行うようにしてください。

なお、予算書はページ数と款項目を、概要書はページ数を特定してから御質問ください。理事者側の皆さんも答弁漏れのないよう御協力をお願いいたします。

それでは、議案第14号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたします。

なお、質疑は補正予算のページ数と款項目を特定してください。

では、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第14号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方は、どうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第14号を採決いたします。

議案第14号のうち、当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号：令和7年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第15号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号：令和7年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第16号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（河合克平君）

では、議案第17号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算について、確認させていただきます。

ページ数が16、17ページの1款1項1目基金積立費で積立金が1億5,606万円で、介護給付費準備基金積立金が1億円ということですが、1億円積立金が増えるということですが、もともとの244万4,000円から。この基金が増える理由について教えてください。積

み立てる理由について教えてください。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

こちらの介護給付費準備基金積立金のものにつきましては、前年度からの繰越しの分になります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

前年の決算でこれだけ黒字になったからということで、積み立てるという意味でいいですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

前年度からの繰越しの分から必要な分を差し引いた残りとなりますけれども、この分を積み立てるかどうかにつきましては、今後まだ大きな介護給付費をお支払いしないといけない月がありますので、介護特会のやりくりのところも含めて精査のほうをしなければと考えています。以上です。

**○委員（河合克平君）**

ということは、この1億560万6,000円は、今後の状況を見て積み立てるのはこの金額じゃないこともあるよということですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

そうですね。今年度、あと1回、2回ぐらい、2回ですね、2か月分のお支払いもありますし、来年度の年度当初のこともありますので、全てを積み立てるということは今後検討・精査しないといけないと考えています。以上です。

**○委員（河合克平君）**

予算ということで積み立てるといふ、そういう予算が出ているので、我々は、私は自身で言ったら、ああその金額が積み立てるんだなと思うんですけど、そういうことを承認をする、今回する、賛成するんですけど、これは1億円が支払われない、基金に積み立てられないかもしれないけれども賛成してねという、そういう意味に受け取れるんですけど、そういう意味ですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

介護保険特別会計の会計を成り立たせるためといいますか、1億500何十万の積立ということですが、介護保険特別会計の運営自体も考えないといけませんので、積立てをどれだけして、取崩しをどれだけするかということは、まだ今後の精査の部分があるというようなことで御回答いたしました。以上です。

**○委員（河合克平君）**

そういう予算なの、それでいいの。よく分からないけれども。

**○委員長（馬淵紀明君）**

積み立てるのは全部じゃないということなんですか。

河合委員が言われているのは、この分は積み立てるけど、そのほかにまだ残っている部分があるということだということですよ。そういうことじゃないですか、河合委員。

○委員（河合克平君）

そういうことならそれでいいけど。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

介護保険特別会計ですので、歳入と歳出が合わないといけないというところがあります。この積立金は、先ほど申しあげましたように、前年度からの繰越しの分の必要なものを引いたものになりますけれども、今後まだあと一、二か月、介護保険特別会計からの入出がありますので、そこも見極めた上できちんと、何て言うんでしょう、積立てがこの金額ということではなく、ゼロにはできないといいますか、ということです。以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

今回、ここを予算計上させていただいたのは、上限としてこれだけの積立金は必要であるということを当然考えた上で予算を組ませていただきました。

ただ、今、課長が説明をしているのは、決算時にこの全部を集めるかどうかということは、今後、後まだ支払いがありますので、はっきりとしたお話しはできないけれども、上限としてこの予算は必要であるということで、今回審議をお願いしているものと考えております。

○委員（河合克平君）

それは分かるんですけど、予算立てて承認されれば予算執行をすぐするんじゃないんですか。1億円を基金に積み立てるんじゃないんですか。いわゆる一般会計でいうと歳計現金があって、基金は別会計なので、歳計現金から積み立てて基金に移動させるということをやるとは、当然介護の会計でも日常のお金と基金のお金って違うと思うので、そうすると日常のお金のほうが足らなくなるのが分かっている、その基金に積み立てるという予算はないんじゃないのかなあと思うんですけど。分かっているって言ったらいかんけれども、そういうことが可能性とある中で、この基金は積み立てますということは、そんな予算あるのかなあと思うんですけど。

○委員長（馬淵紀明君）

基金に積み立てるだけじゃないの、これって。積み立てて、ほかはほかでやるんだよね、多分。今、質問しておるのか。

○委員（河合克平君）

よく分からん。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

あくまでもこの2分の1の部分は積み立てなければいけませんので、予算をお願いした部分で、予算執行というふうでは積立をするということで。決算時にはまた変わるかもしれませんが。

○委員長（馬淵紀明君）

継続しますか。

○委員（河合克平君）

ちょっと一言だけ。

6年度の黒字というのか、繰越しが2億円あって、半分は積み立てないかんから、この金額が載っているというのは分かるんですけど。それは積み立て過ぎることになるのか、可能性があるということを示唆されたと思うんですけども、そういう意味でいいということですか。一応、歳計現金から基金のほうには半分だから1億円を戻すとして、じゃあ歳計現金というのは、元の現金は幾ら今あるのかというのは分かるんですか。流動資産というのか。支払いをするためのお金というのは。

○委員長（馬淵紀明君）

7年度でしょう。

○委員（河合克平君）

違う、この今の8年度。

○委員長（馬淵紀明君）

8年度じゃないよね。7年度だよ。

○委員（河合克平君）

ごめん、7年度。

○委員長（馬淵紀明君）

基金に積み立ててからの残りでどれだけやるかという、その残りの額っていうのは分かるんですか。これは基金に積み立てる額だから、積み立てて、基金だけだよ。それ以外で、7年度までやっていく部分はどれだけ残っているかってことでしょう。

○委員（河合克平君）

そうそう。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

歳入と歳出のこのタイミングもありまして、介護保険特別会計が一時期ぎりぎりのお支払い、何て言うんでしょう、残りになるところもあります。その辺を毎月毎月見ながら、介護保険特別会計の運営がきちんとお支払いができるように確認をしながら進めておりますけれども、その介護給付費が大きなお支払いをしなければいけないお金があと2回ありますので、それがもちろんだれぐらいの請求が来るかはまだ分かりませんので、その辺が払えるものが入と出のタイミング、入ってくるタイミングとお金を払うタイミングのところを精査しながら、介護特会の運営を見ています。以上です。

○委員（河合克平君）

財布のやりくりは分かるんですけど、黒字になった分の半分は基金に積み立てないかんというルールがあって、それをやってしまうので、お金が足らなくなったらまた基金から戻すということについて、いわゆる歳入を繰り入れるという歳入をする予算を、補正予算を組まないといけないんじゃないですか。そういうことを議会として承認をしていくということが、この今回の補正予算というのは必要なんじゃないかなと思うんですけども、一旦は積み立てる、だけど足りないから繰り入れるということで、補正予算をもう一度組

まないかんのじゃないですか、そういうふうになったときには。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

基金の取崩しにつきましては、当初の予算で組んでありますので、その範囲内だと考えております。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

ちょっと確認をさせていただきたい。

ページ数が10、11で、前年度繰越金が先ほどの積立金の金額と同じような金額になって、先ほど課長のほうから、予算立てをするときには収入があって支出があるというようなこと、それともう一つ、介護保険の支払いについては、2か月遅れの支払いですので、2月分、3月分の支払いが3月31日以降発生するというところで、実際にはどの部分が、支出が増えるのか、減るのかというところがあって、積立てという形の計上になっているという意味合いでいいでしょうか。お願いします。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

そのとおりだと思いますが、ちょっとごめんなさい、言葉のところがあれですけども、前年度繰越しの分を基金に積むということで、補正予算書のほうを計上、提出をさせていただいておりますが、今後の、おっしゃられたように、介護給付費の支払い状況も見ながら、介護特会のやりくりのところを考えると、基金をどれだけ積むのかも精査していかなければいけないと考えています。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

ということは、各科目に振り分けるのではなくて、当初予算で各支出があるんですけども、ある程度予測はついて、オーバーすることはないので、積立金のほうに積み立てたということよろしいですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

そのとおりです。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他によろしいでしょうか。

**○委員（河合克平君）**

令和6年の決算だと1億6,500万円が差引収支が出ているので、1億6,500万円のうち6,000万円を除いて1億5,000万円を繰り入れて、利益剰余金というかそういうことで繰り入れて、そのまま基金に積み立てるという内容が今回の補正予算なんですけど、それはそういうことでいいですか。だから、6,000万円は流動現金というのか、すぐに使える現金に6,000万を入れて、1億円は積立てをするという補正予算であるという理解でいいですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

令和6年度から令和7年度への繰越金の額は1億6,500万円ほどですね。そのうち、今回上げさせていただいております1億500万円を引くと約6,000万。この6,000万につつま

しては、9月補正でお願いをいたしました国・県等への返還金で6,000万円ぐらいありましたので、その分は充てさせていただいております。残り差引きをした1億500万円について基金に積立てということですが、先ほどの2分の1以上のところで、当初の1億6,500万円の2分の1相当である8,300万円ぐらいのところは積立てをしなければいけないと考えておりますけれども、それ以上との差額につきましては、先ほどのことで介護特会の運営も見ながら積立てとか取崩しを行っていくというようなこととなります。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第17号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

今回の補正予算については賛成をするかなあと考えていたんですけれども、現状で1億円の予算の執行を願い出るような補正予算が組まれているにもかかわらず、1億円はするかしないか分からないというようなことが、ちょっと最後までやっぱり理解もできずに、ちょっと納得がいかない状況でありますので、そういった点では、ちょっとこの部分の補正予算について、そのまま賛成ですというもろ手を挙げるような状況ではないというふうに考えますので、反対であります。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号：令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

先ほどの条例のことでするんですが、補填財源で3億5,000万円の補填をするという内容になりますけれども、この3億5,000万円の補填財源は、いわゆる歳計現金というか、その工事代を支払う現金がなくなったので、本来積立金として残しておく現金から3億5,000万を引っ張らないと工事代が支払えないので、3億5,000万円を目的外使用ですよという内容の意味を表しているということでもいいですか。

○下水道課長（服部芳樹君）

工事費用ではなく、あくまで起債の返還分ということでお願いします。以上です。

○委員（河合克平君）

起債の返還分、お金に名前が書いてあるわけじゃないのであれですけど。いわゆる3億5,000万円の現金が足らないと、会計上。なので、3億5,000万の現金を捻出するために目的外利用ということで、ここに繰り入れる、損益勘定留保資金じゃなくて補填財源に入れるという理解でいいんでしょうか。現金が足らないから現金を入れるということでもいいんですか。

もう一回、ちょっといいですか。

借金返済でも工事費払うにしても、現金じゃないですか。だから、工事費のほうの現金は間に合っているけれども、起債を返す現金がないので、この3億5,000万円を会計上は基金から繰り入れないと、会計が3億5,000万円の赤字となってショートしてしまうので、そういったことで現金を3億5,000万入れるということですか。

○委員長（馬淵紀明君）

では、河合委員、最初に伝えましたけれども、補正予算なので、まずページ数、款項目とページ数をお願いいたします。

○委員（河合克平君）

はい。

款項目がないんですけど、今回の件については。

書いてありますからいいんですけど、ページ数もないな。

議案第18号の令和7年度愛西市下水道事業会計補正予算（第3号）の1、2、3、4と、ずうっと1条、2条、3条と記載がありますが、この1条、2条、3条の予算第4条本分括弧書き中4億4,976万円を4億5,000万円に、3億5,365万円を422万円と減債積立金3億5,000万円に改めて、資本的収入及び支出の予定をするということで、これ4条予算のほうには補填財源としての説明が書いてあります、当初予算にはね。補填財源が減債積立金3億5,000万円を、これは現金をここに入れないと補填がされないと、この今回の4条予算について。ということで、現金が足らないということですかということを知っているんですけど、そのことについて答えられますか。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

この議案の第3条の部分につきましては、4条収支の不足額の補填内容を示した部分となります。現金の不足どころということには該当してこない部分です。以上です。

**○委員（河合克平君）**

そうなんだけど、補填をするということは何らかの財源が要るので、その財源は起債を財源とした3億5,000万なのか、現金を、要するに基金という形に変わりますが、現金を財源とした3億5,000万なのか、それは言えるでしょう。それはもう全くその減債積立金は現金でもありませんし、起債でもありませんということなの。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

積立金につきましては、あくまでも内部留保資金の一つということになりますので、積立金を今回の補正に併せて3億5,000万、収支の不足額の発生理由のところに充てるということで、補填の説明をさせていただいております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

2ページにキャッシュ・フロー計算書というのがあって、ここには資金残高で現金10億1,761万2,000円とあるんですけども、確かに令和8年3月31日までの中には減ってないんですよ、3億5,000万円は。現金の中にこの3億5,000万円はないということではないんですかね。どこにあるのか私はよく分からないけど、別にあるんですかね。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

今回のこの3億5,000万円の部分につきましては、まだ実際の現金の移動はありませんので、こちらのフローのほうには表れてこないと思います。以上です。

**○委員（河合克平君）**

3月31日までには表れなくて、会計が変わる5月までの間に表れるということですか。3月31日までの分には3億5,000万円は表れないけれども、4月か5月に表れるということですか。出納閉鎖のときに表れるということ。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

先ほどの御質問の内容ですけれども、今回のこの3億5,000万円の補填として使用した後の取扱いになってきますけれども、企業会計規則上におきまして、あと当市の条例の取扱いに基づきまして、3億5,000万円につきましては、補填財源として使用した部分については未処分利益剰余金のほうに振り替えをさせていただきまして、その後決算認定時に資本金に組み入れるという流れになってきます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

ということは、3億5,000万円は決算認定時にしか支払いが表れてこないというのか、最後の決算のときにその財源についてどうするのかと振り分ける中で出てくるだけで、この3億5,000万円は、実際にそういうふうになくても現金の支払いの余裕はあるということではないんですか。起債も返せるし、工事費も払えるし、下水道事業会計としては。そういうのは別に問題ないよという理解でいいですか。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

令和7年度に限って答弁のほうをさせていただきますけれども、令和7年度におきましては、4条の収支不足額が議案に示されているように……。しばらくお待ちください。

4条収支の不足額は4億5,033万7,000円となっております。その部分を過年度留保資金で1,579万8,000円と、当年度の損益勘定留保資金で422万1,000円と、あと今回、目的外使用である減債積立金の3億5,000万と、残りは7,418万2,000円を過年度分の消費税収支調整額と、あと613万6,000円を当年度分の消費税収支調整額で補填する内容となっております。ですので、今年度分の収支の不足額の補填内容としては以上となっておりますので、このことが当年度分に発生する内部留保資金である損益勘定留保資金の使用額が浮く形にはなりますので、8年度予算でそれを使用して補填説明をしていく内容となります。以上です。

○委員（河合克平君）

はい、分かりました。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員、補正予算。

○委員（河合克平君）

補正予算だよ。僕が言うのは。

○委員長（馬淵紀明君）

3億5,000万円ほど、さっきの議案でやって分かったと思いますし、今の3億5,000万円がどこに入っておるかということを知りたかっただけでしょう。

○委員（河合克平君）

いや、だから、3億5,000万がどこに入っておるかと言って、入っておらんもんで聞いておるだけだよ。

○委員長（馬淵紀明君）

だから、入っておらんという話ですから、もうそれは理解できないですか。

まだ議案も通ってないし、入っておらんとは思いますが。

○委員（河合克平君）

ちょっとそれはまた違う話だよ。

○委員長（馬淵紀明君）

違うところの質問ですか。

○委員（河合克平君）

では、令和7年度の愛西市下水道事業会計補正予算……。

○委員長（馬淵紀明君）

ページ数、どこですか。

○委員（河合克平君）

一緒です。

○委員長（馬淵紀明君）

一緒ってどこ。

○委員（河合克平君）

同じところの質問です。

第3条の本文括弧書き中のところと一緒に内容の同じところで、もう一つ別の質問をしますが、損益勘定留保資金の残高を教えてください、7年の。

○委員長（馬淵紀明君）

それどこですか。

○委員（河合克平君）

損益勘定留保資金って載せていないですけど、この予算第4条本文括弧書き中の中に入っています。

○委員長（馬淵紀明君）

だから補正予算、補正して、その予算についてのことならいいですけど、載っていないでしょう。補正予算に関係ないじゃないですか、そうすると。

○委員（河合克平君）

それはちょっと違いますか、委員長。

○委員長（馬淵紀明君）

いや、補正予算だよ、補正予算。今回の令和7年度についての補正予算についての質問をしてください。関連するなら、ページ数をしっかり特定して、款項目を言ってください。その中の、このお金は何かというのが分かればいいですけども、載っていないものを答えろというのはなかなか難しいですよ。補正予算の該当するところ、ページ数と款項目を指定していただければ答弁いただくようにしますけれども。

○委員（河合克平君）

今、先ほど答弁の中でありました当年度損益勘定留保資金を422万1,000円を入れて、減債積立金を3億5,000万円を入れて、収支の不足額を補填しますというお話がありました。では、当年度の損益勘定留保資金の422万1,000円を差し引いた金額は幾らでしょうか、教えてください。

○委員長（馬淵紀明君）

だから、それは書いてあるけど、そのまま書いてあるじゃないですか。

○委員（河合克平君）

書いてない。

○委員長（馬淵紀明君）

その留保資金については書いてないですけども、何に予定額を充てたかということを書いてあって、それについての今回の収支についての補正のことならいいですけども、どこにそれが該当するんですか。今回の補正額とかに。

〔「出てない」の声あり〕

○委員（河合克平君）

ちょっと、出てないからといって、言葉遣いが出ていないからといって。

○委員長（馬淵紀明君）

今回、今の18号は補正予算ですから、補正額が8万円8,000円あるとかですね、その補正についての額の説明とかであれば答弁をもらえますけれども、その書いてあることについての、ここについてのこれは何だというのは、それは補正額には関係なければ答弁できないと思うんですよ。

○委員（河合克平君）

1回聞いてもらえますか。

○委員長（馬淵紀明君）

聞いてもらうんじゃないかと……。

○委員（河合克平君）

答弁ができないというのなら、答弁できないっておっしゃっていただければいいので。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

あくまでも決算認定前でありますので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○委員（河合克平君）

令和8年分はまた答えてもらいますけど。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第18号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

先ほどの議案第13号で反対をした3億5,000万円の補填財源がこの補正予算では入っているという状況でありますので、反対とさせていただきます。

損益勘定留保資金で補填財源をするというのは、もうずっとこの間続いているわけで、損益勘定留保資金が不足をする、要するに補填財源が不足をするから3億5,000万の目的使用分を加えたということになります。損益勘定留保資金でいうと、令和7年度の当初でいうと1億9,000万円ほどありますので、それが400万円だけ入れているということになれば、損益勘定留保資金が幾らあるのかということについては、当然、決算を待たずでも予定は分かるわけでありますので、それは答えていただきたいと思えますし、答えていただかないと、今後の事業継続というのが、本当にこの下水道について疑わしいというふうに思わざるを得ないので、そういった点ではしっかりと答えていただきたいなあとということを付け加えますが、この下水道事業会計の補正予算は反対とさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで職員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時40分 再開

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第19号：令和8年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

各款ごとに、歳入歳出一括で質疑いたしたいと思います。

初めに、第2款総務費について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて第2款の質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費について、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて第3款の質疑を終結いたします。

[「委員長」の声あり]

#### ○委員（河合克平君）

第3款でしょう。民生費でしょう。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

質疑終わったよ、もう。

[「手挙げてましたよ」の声あり]

手を挙げてじゃなくて、いつも言うじゃないですか、委員長で言ってくださいよ。じゃないと、手を挙げておるからといって。

#### ○委員（河合克平君）

一般会計予算ですよ。

○委員長（馬淵紀明君）

令和8年度の。

○委員（河合克平君）

令和8年度の一般会計予算ですよ。

○委員長（馬淵紀明君）

そうですよ。

○委員（河合克平君）

一般会計予算に質問があります。

○委員長（馬淵紀明君）

款ごとでと言っていますから、款ごとで。今2款が終わりましたよね。今3款に入りますよと言いましたし。

もうちょっとゆっくり聞いていただくと助かりますが。

○委員長（馬淵紀明君）

款ごとで行きます。

○委員（河合克平君）

いいですか。

○委員長（馬淵紀明君）

はい。

4款行きます。

○委員（河合克平君）

いや、3款。

○委員長（馬淵紀明君）

もう終結しました。

○委員（河合克平君）

いやいや、それはいかんでしょう。

○委員長（馬淵紀明君）

いや、いかんくないですよ。ちゃんと言っておるじゃないですか、ですから。

○委員（河合克平君）

だから、委員長って言ったじゃないですか。

○委員長（馬淵紀明君）

言ってない、言ってない。

○委員（河合克平君）

言った。

○委員長（馬淵紀明君）

質疑なしと認めますって言ってからだ。

○委員（河合克平君）

ちょっと待って、一般会計の予算を、第3款を、もうそれで質疑なしで進めるっていうこと。

○委員長（馬淵紀明君）

もう、2款も質疑なし。

だって、質疑なしって、どうぞって言ったじゃないですか。僕、見ていますよ。

○委員（吉川三津子君）

2款を、ちょっと探しているときに次に進んでしまわれましたので、もう少し間を置いていただかないと資料が出し切れないので、お願いしたい。

○委員長（馬淵紀明君）

それは、準備はそれぞれ皆さんの個人の委員の方のあれですから。ですから、款ごとに行きますとって、もう最初から説明もしていますから。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

それでは、暫時休憩を解きます。

最初から話をしているように、各款ごとでというお話もさせていただいておりますし、今までも急にここに来て、私もしゃべるスピードを上げたつもりもないんですが、ただその予算だから大事だとか、どの議案も大事だと思いますし、であるならば、やはり今日もせっかく皆さん出席していただいていますから、しっかりと準備していただいたのであれば、なるべく早く挙手していただいて、あとは挙手したときにも委員長と発言していただきたいと思いますし、その辺りを御理解してくれますか。どうでしょう。

〔「はい」の声あり〕

では、皆様のそういうあれですけど、でも最初から、もう一度言いますけれども、款項目、3款が終われば4款行きますし、私も気をつけて見ていますけれども、挙手がない、委員長という発言がなければ、次に進めさせていただきますけど、今回のこの3款については、もう一度質疑に入らせていただきます。

では、質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

予算書91ページの、3款1項1目の12節委託料のシステム改修委託料について教えてください。

あと予算書の95ページの、3款1項2目の老人福祉費の報償費ですが、677万1,000円が今年度です。前年が1,075万5,000円ということになっていますが、報償費自体が、300万円ほどマイナスをしている理由を教えてください。同じく、3款1項2目の需用費の中で修繕費ですが、292万2,000円が前年でしたが、今年は200万円ということで減っている

のについての理由を教えてください。

一応何点かずつで、3つぐらいでいいですか、取りあえず3点お願いします。

○委員長（馬淵紀明君）

今のは、需用費の修繕料ですか。

○委員（河合克平君）

そう、修繕料。

○委員長（馬淵紀明君）

修繕料の203万円ですね。

○委員（河合克平君）

そうです。

○委員長（馬淵紀明君）

では、答弁よろしくをお願いします。

○社会福祉課長（水野裕公君）

最初に、システム改修委託料の関係ですが、総合福祉システム改修委託料としまして66万円と、避難行動要支援者システム改修委託料の標準化対応としまして60万、合わせて、ごめんなさい、訂正します。総合福祉システム改修委託料としまして72万6,000円と、避難行動要支援者システム改修委託料標準化対応としまして66万であります。以上でございます。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

私のほうからは、予算書95ページの7節報償費が約300万円のマイナスの理由ということですがけれども、こちらのほうは令和8年度から敬老金事業の廃止となります。以上です。

それから、需用費の修繕料の約200万円の減につきましては、すぐに資料が出ませんので申し訳ありません。

○委員（河合克平君）

では、システム改修委託料のほうですが、91ページの委託料の3款1項1目ですね、総合福祉システムというのはシステム改修ということなんですが、総合福祉システムはどのようなものがどのような改修がされるのか教えてください。また、避難行動についても、66万円についてどのようなものがどのように改修されるのか教えてください。

あと、予算書95ページの報償費ですが、少なくなっているのは、敬老金というのは年齢に応じて市からお祝い金を渡していた敬老品が廃止されるということと、あと予算書でいうと、ダイヤモンド婚の何か記念品もなくなるようになっていますが、そういうこの理由、どうしてそこを廃止をしたかの理由を教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

先ほどの総合福祉システム改修委託料の関係ですが、こちらは在宅扶助料の変更に対応するためでございます。

もう一点、避難行動要支援者システム改修委託料の関係ですが、こちらは標準化対応と

するためでございます。以上です。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

敬老金とダイヤモンド婚の廃止の理由につきましては、敬老金につきましては、少子高齢化の進展に伴い、社会情勢の変化に伴いまして、また平均寿命の延伸を踏まえまして事業の見直しを実施いたします。続きまして、金婚、ダイヤモンド婚につきましては、時代の移り変わりや価値観の多様化等によりまして、夫婦や家族の在り方に対する考え方も変化をしておりますので、市といたしまして、一つの形態のみをお祝いすることの必要性の低下と考え、時代に合わせて廃止をいたします。

もう少し、すみません。私からは以上です。

**○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）**

先ほどの修繕費について御答弁させていただきます。

昨年度は老人福祉センターの修繕としまして、浴場排水設備修繕、キュービクルのコンデンサ交換、また排煙窓の修繕等がありましたが、来年度につきましては、レーザーの入替え、お風呂の設備なんですけど、その入替え1点にとどまっているため減額となっております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

この先ほどの避難行動の標準化というのは、どういう意味なんですかね、標準化というのはいろんな意味があるんですけども、具体的に標準化をするというのは、何がどうなるか教えてください。

あと、敬老金とダイヤモンド婚についてはもうなしということで、この一つのお祝い金としての機能が低下をしているからというような話もありましたが、ほかにお祝いをしていくということに何か考えてこの廃止をしたように聞こえたんですけど、見直しとしていくというのか、そういうことがあるんですかね、教えてください。

**○社会福祉課長（水野裕公君）**

避難行動の関係のシステム改修の関係ですが、こちらのほうは国が定める統一の基準に移行する取組としまして、システム標準化というのに対応するためということで、今言わせていただいたんですが、そちらの標準化対応でデータを取り込むためのシステム改修でございます。以上でございます。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

敬老金、ダイヤモンド、金婚式のお祝いですが、ほかのお祝いをということですけども、今回全国的にお祝い制度そのものが見直しをされておりまして、私ども市といたしましても見直しをして廃止をするということで、ほかのお祝いの方法を何かということではありません。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございませんか。

**○委員（吉川三津子君）**

それでは、順次、民生委員の関係で質問をさせていただきます。

本会議の中でも質問をちょっとしましたけれども、民生費1項社会福祉費、1目社会福祉費の……。

○委員長（馬淵紀明君）

マイクをもう少し近づけてください。

ページ数と。

○委員（吉川三津子君）

はい。33ページ、生活困窮者自立支援事業について。

○委員長（馬淵紀明君）

概要書ですか。

○委員（吉川三津子君）

概要書、33ページの生活困窮者自立支援事業についてお伺いをしたいと思います。

本会議の中で、生活保護と生活困窮者の事業の一体化というのが国の中で協議が始まっているわけですが、愛西市としてどのような形で一体化を次年度進めようとしていらっしゃるのか。そして、あと努力目標のものもあると思いますが、そういったものについてはどうされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○社会福祉課課長補佐（柘植佐知子君）

生活困窮者自立支援と生活保護の一体化ということで、現在、生活困窮の支援会議に生活保護のケースワーカーも参加していただき、それぞれできる範囲内での連携を行っています。また、国の制度につきましては、どういったところまで今お答えすることができませんので、今後いろいろできることを検討していきたいと思います。また、あと努力目標に関することです。努力目標ということで、やっていないものに対してということではよろしいですね。

○委員（吉川三津子君）

やっているもの、やってないもの。

○社会福祉課課長補佐（柘植佐知子君）

まず努力目標というもので、まず市がやっているものは家計改善支援、就労準備支援、あと居住支援、シェルター事業ですね、この3つは現在市のほうでやっております。

努力目標というか、任意でのものになりますと、やってないものに関しましては、認定就労支援と子ども学習支援のほうはまだやっておりません。この2つにつきましては、相談内容の中で、今のところちょっと希望のほうが上がってきておりませんので、今の段階ではまだやる予定はございません。以上です。

○委員（吉川三津子君）

多分この家計改善とかも生活困窮と生活保護の一体化というか、そんなのも国のほうはちゃんとしなさいよと。あと、就労についても、生活保護の人たちも同じように、今、生保のほうにも担当者いらっしゃって、両方にいらっしゃるような状況ですけども、そう

いったものの一体化も進めなさいよという形になっているのは、これはもう8年度から協議を始めていくということによろしいのか。それからあと、子どもの学習についても、多分重層支援とかいろいろやっていく中で、見つかってくると思うんですよね。それぞれの事業をやっている中で、学習支援が必要だねというものはなかなか見つからない。それぞれの重層支援やケース会議等も行われている中で見つかると思うんですけども、そういったものも次年度はアンテナ高くしてやり始めるよという考え方でよろしいのか、その辺確認をさせていただきたいと思います。

#### ○社会福祉課課長補佐（柘植佐知子君）

まず、家計改善と就労支援の一体化になります。こちらのほうは、国が生活困窮でまず相談があって、家計改善や就労支援がある方が生活保護に変わった場合、そのまま本来であれば生活保護と生活困窮というのは別々だったものを、そちらから始まった方に関しては引き続き同じ生活困窮のワーカーのほうというか、支援員のほうで支援をすることができるという制度ですが、こちらのほうはもうある程度生活保護の担当と生活困窮者が支援会議に出ておりますので、必要であれば今後やっていく予定はあります。

あと、子ども学習とか、そういったものに関しましても、今いろいろ参加支援とか居場所づくりということで、子どもの食堂のところに行ってもらったりとかというところで、意見とかは吸い上げる努力はしております。そんな中で、そういった学習の場が欲しいとかという意見が出てくる形が何件かあれば検討していくというか、考えることはあるんですが、今のところそういった意見がないということで検討はしておりませんということになります。以上です。

#### ○委員（吉川三津子君）

不登校とか、学校に行けていないというか、そういった子どもたちに対しての学習支援がほかの自治体では、意見が出てくるというよりも、生活の背景の中で不登校があったり、ひきこもりがあったりするということで、学習支援に結びつけていくということがされているんですが、そういう事例というのはまだキャッチができていないということでしょうか。

#### ○社会福祉課長（水野裕公君）

現在のところではそのような御意見のほうは伺っておりません。以上です。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

事業の予算なので、そこで質問してください。

#### ○委員（吉川三津子君）

はい。

事業が生活困窮と生活保護両方に取りられているので、どちらがきちっとリードしてやっていくのかということでお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

あと、生活困窮と生活保護のほうで、支援会議というのは合同でやられているような、今ニュアンスでしたが、そのような状況でよろしいのか。それからあと重層支援とこの支

援者会議は全く別物であるということで、二本立てでやりなさいということになっておりますが、その辺もそんな感じでやられているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

**○社会福祉課課長補佐（柘植佐知子君）**

支援会議に関しましてですが、こちらは生活困窮の支援会議を毎月1度やっている中で、生活保護の担当にも出ていただいて、今後生活保護に結びつくような案件があった場合は、そこを連携するという形です。また、重層などの支援会議とは別のものになってきております。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

それでは、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費の42ページのファミリーサポートセンター事業についてお伺いをしたいと思います。

**○委員長（馬淵紀明君）**

どっち。42ページは概要書。

**○委員（吉川三津子君）**

概要書です。

こちらのほうで、いろいろ国のほうがガイドラインを改正したりとか、さらに最新の資料が更新されて、様々な安全管理とかというものが出てきているわけですが、その中でこの安全管理とか事故の徹底とか、そういったところについて、次年度、8年度どのような工夫をされていくのか。それから、独り親に関してもどのような、さらに優先的な調整のみならず、国のほうから様々な文書等が出ているわけですが、その辺どのように取り組んでいかれるのか。それから、あと病児とか何かやられていく中で、延長とか受付体制とか、そういったところも国のほうから様々な意見が届いておりますが、どうされていくのか、お伺いをしたいと思います。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

国からの通知を事業者のほうに周知をしていきたいと思っています。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

その文書はあるんですけども、市がやるかやらないかというところがネックになってくるので、それを渡されてもファミサポさんの受託先はとても困るわけですね。そういったところで、具体的に安全管理とか事故防止の徹底で、特にファミサポさんにはこういうところを去年よりも徹底してくださいとか、独り親に関しては受入時間の緩和とか、それから利用料の助成の推進とかというの、国のほうから独り親さんに対しては言われているわけです。こういったものについて令和8年度協議されたのか、取組はされるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

今後、事業者と協議に入りたいと思っています。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

多分これから、今私話しても協議に入りたいという答弁になっちゃうのかと思うんですけども、あと、病児とか何かの預かりだと、受入れ体制とか、それから本当に細かな注意点、見逃すと大変な事故につながるわけなんですけれども、センターの開所時間も8時間を超えて設定しなさいとか、そんなのが出ているわけです。そういったところに関して、まだこれから仕様書とか何か設定されていくのかどうなのか、そこら辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

同じ答弁になりますけど、今後協議していきたいと思っております。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

ぜひよろしくをお願いします。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

それでは、93ページの予算書です。

老人福祉費の中の社協へ人件費として2,847万2,000円支出を予定されているんですが、社協さんにはいろんな事業の中で人件費をされていると思うんですが、この4名の職種というか、いろんな事業をやられているので、4名の方の職責、役割、こういったものについて教えていただきたいと思えます。

それと、95ページ、配食サービスの関係であります。

**○委員長（馬淵紀明君）**

款項目もお願いします。

**○委員（原 裕司君）**

3款1項2目の12の委託料の中の配食サービス委託料で855万円計上されております。実際に物価高騰でかなり業者のほうの単価も含めて上がっているのか、据置きになっているのかよく分かりませんが、対象者に対しての補助金は幾らで、これは見直しがあったのかないのか、お答えいただきたいと思えます。

同じくこの段の12の委託料の中の一番下段にあります団体事務委託料ということで、1,521万6,000円が計上されておりますが、この団体の内容ですね、これについてお願いをしたいと思えます。

それと、その後の97ページです。同じ関係なんですけど、18節の負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業というところで24万円計上されておりますが、実際その社会福祉法人で軽減措置を取られている施設が今現在あるのか、あるいは対象者のほうが随分年金等の関係で、対象者が減ってきて24万円となったのか、その辺の算出根拠のほうをお願いしたいと思えます。

以上、よろしくをお願いします。

**○社会福祉課長（水野裕公君）**

社会福祉協議会の人件費の関係ですが、まず正規職員の方3名と嘱託職員の方1名が見えます。この方に関しては、中の異動の関係もありますが、職種としましては法人の全体

の事務でございます。以上です。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

まず、配食サービスにつきましては、対象者に対しての補助金は190円ということで、前年からの見直しはしておりません。今後の見直し予定も今のところありません。

それから、2つ目の12節の団体事務委託料の内容ということですが、こちらにつきましては、民生児童委員の事務委託と、あと老人クラブの事務委託をともに社会福祉協議会のほうにしております。

続きまして、18節の社会福祉法人等の利用者負担軽減事業でございますが、こちらにつきましては、例年施設が2施設ほど利用がありまして、対象者のほうは少しずつ増えているような状況ではあります。ちょっと私の記憶ですと、10人ほどの御利用があったのではないかと記憶しております。以上です。

#### ○委員（原 裕司君）

それでは、随時再質問をしますが、社協のほうのこの当然人件費の関係で見直しがされているのか、前年度と比べてどのぐらい正社員及びパートさん、非常勤の方になるんですが、単価設定のほうはどのような形で推移をしているかお願いをしたいと思います。

それと配食サービスのほうなんですけど、補助額は190円で、見直しも考えていないというような状況なんですけど、今のお弁当の単価というのは変わってきているのかどうかという部分で、その辺の把握はどうされているのか、お聞きしたいと思います。

それと、法人のほうなんですけど、2施設のほうがそういった事業をされているという形になるんですが、実際その法人が減免をするという形を取っておると思うんですが、法人の持ち出し割合というのは何%になるのか、その辺を含めてお伺いをしたいと思います。

#### ○社会福祉課長（水野裕公君）

社会福祉協議会の補助金の関係ですが、愛西市の職員の平均額を参考に算出しており、配分を法人内で調整していただいています。手当等を含め、正職員3人と嘱託職員1人となります。以上でございます。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

配食サービスのお弁当の値上がりについてでございますけれども、店舗とかお弁当の種類により異なりますけれども、近年50円から200円程度の値上げがされているということで把握をしております。

続きまして法人のところですが、こちらにつきましては、全体の利用の1%を超えると減免するというような制度、その施設の利用料といいますか、全体によりますので、こここのところを去年度とかですと2施設あったと思います。その前の年とかですと、ずっと1施設の減免というようなことで、パーセントにつきましても1%を超えた分というようなこととなります。以上です。

#### ○委員（原 裕司君）

いわゆる社協については、市が算出する正社員3名、非常勤1名という形での平均的なもので補助を行っているということですね、だということで、再度確認させていただきたいと思います。

それと、法人軽減については増えてきているという状況で、施設の負担の1%を超える補助金が市から出るということで、出なければ法人負担という形でいいのか、その辺の確認をお願いします。以上です。

**○社会福祉課長（水野裕公君）**

先ほど原委員が言われるように、愛西市の社会福祉協議会のほうは、愛西市の職員給与の平均値で算出しております。以上です。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

法人における軽減につきましては、施設の利用が1%を超えなければ申請がありませんので、補助金が出ないということになりますので、委員のおっしゃるとおりだと思います。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

ありがとうございます。

**○委員（吉川三津子君）**

改めて申し訳ないです。

概要書の29ページで、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の関係で、先ほど質問も出ましたが、社会福祉協議会への補助の関係でございます。こちらのほうは金銭的な補助が書いてありますが、建物とかも補助がされております。今度、ヘルパー事業のほうが廃止されるに当たって、施設等の貸与とか何かは変わっていくのか、1点教えてください。

それから次に、46ページの児童クラブですが、ちょっと待ってくださいね。

**○委員長（馬淵紀明君）**

29ページのところに、その予算は入っていないんじゃないですか。

**○委員（吉川三津子君）**

入っていないけど、現物で支給しているのだから、補助として。それで、その関係でお伺いをしました。

次に、46ページの関係で、児童クラブですけれども、これは民生費、児童福祉費、児童館費になると思いますが、児童クラブの授業と運営の補助金に関してです。

本会議の中でも少し質問をさせていただきましたが、佐屋の児童クラブの直営の部分が大変人気があって、満員で受け入れ切れないというふうになっていたと思います。そちらについて、落ちちゃった人は全てこちらのふれあい館児童クラブのほうに入られたのか、それとも児童クラブ利用を断念されたのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。以上です。

**○社会福祉課長（水野裕公君）**

社会福祉協議会の補助金ですが、こちらは人件費のみの補助金でございます。以

上です。

○子育て支援課長（前野輝次君）

佐屋児の件でございますが、佐屋児に入れなかった子はふれあい館に行く子も見えますし、あとちょっと待機というか、夏休みのみ佐屋児に行かれる方もお見えになります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

児童クラブのほうは、そうすると希望どおりこう入る、希望する期間入れなかった子というのは何人かいらっしゃるんですか。例えば、通しで頼んだけど、夏休みだけ佐屋児とか、おうちで待ってなきゃいけないような状況になっている子はどれぐらいいらっしゃるのかと、それからあと、社会福祉協議会のほうは建物の無償の補助を出してらっしゃるので、ヘルパー事業をやめることによってお部屋も空いてくるので、その辺の補助の関係はどうなるのかお聞きをしました。すみません。

○委員長（馬淵紀明君）

児童クラブのほうは、予算の見込みの人数で予算を立てておるとかですから、何人行っておるか行ってないかというのは関係してくるんですか。

○委員（吉川三津子君）

もう確定されているんだと思いますので、状況についてお聞きしたいと思いますが。この人数で足りていたのか足りていなかったのか。

○委員長（馬淵紀明君）

あくまでも見込みなので、予定人数ですから。

○委員（吉川三津子君）

それは委員長のお考えで。

○委員長（馬淵紀明君）

答えられるんですか。社協のほうも答えられますか。

○社会福祉課長（水野裕公君）

社会福祉協議会の関係につきましては、先ほども申しましたように人件費のみの補助でございまして、ヘルパー事業関係の補助は一切いたしておりません。

〔「施設として」の声あり〕

○社会福祉課長（水野裕公君）

施設として……。

○委員（吉川三津子君）

無償で貸与しているんじゃないですか。

○委員長（馬淵紀明君）

答弁してください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

施設のほうの建物の関係としましては、変更はありません。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

概要書46ページの児童クラブ事業等の運営費補助事業でございますが、こちらは民間の児童クラブの予算のことでございます。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

よろしいですか。

**○委員（河合克平君）**

では、予算書の95ページの3款1項2目老人福祉費の委託料で、洗濯乾燥サービスが前年対比で100万減っているのと、心配ごと相談委託料も減っているし、家具転倒防止金具も減っていますので、その3つについて減っている理由を教えてください。

**○委員長（馬淵紀明君）**

洗濯じゃない、寝具だね。

**○委員（河合克平君）**

寝具洗濯乾燥サービスね。

同じくその委託料の中で、佐織総合福祉センターだけが委託料が上がっているのですが、どうい内容で上がったのか教えてください。あと、団体事務委託料についてですが、民生児童委員と老人会で社協に事務を委託するという事なんですけれども、それぞれどうい内容で委託していて、団体事務委託が1,500万もあるので、これは人件費補助で委託料を払っているのか、その内容について教えてください。委託料をよろしくお願ひします。

**○委員長（馬淵紀明君）**

団体事務委託料は、原委員のところで、ちょっと内容は理解できていないか。

**○委員（河合克平君）**

民生児童委員と老人会の事務を社協に委託をするということまで分かったんですけど、どうい内容の委託をしているのか、またその委託について、1,500万円というのは高額かなあと思ひながら、1,500万円というのは人件費の補助という意味合いですかということを追ひで聞いています。

**○委員長（馬淵紀明君）**

では、答弁をよろしくお願ひします。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

まず、寝具乾燥サービスの減額につきましてですが、これにつきましては、延べ利用者数や延べ利用枚数につきまして分析をいたしまして、年々利用が減少の傾向にあります。近年の利用実績を分析いたしまして、持続可能性も考え、見直しをいたしてあります。見直しの内容につきましては、年に2回行っていたものを年に1回、1回につき枚数4枚であったものを3枚ということでの見直しとなります。

続きまして、心配ごと相談につきましては、こちらにも利用の実績や近隣市町村の実績回数などから検討いたしまして、持続可能な事業にするための見直しを行っております。見直しの回数につきましては、月4回実施をいたしてはりましたが、月2回に変更のほうを

しております。

続きまして、家具転倒防止につきましては、こちらも利用者数の実績等に基づきまして、回数の減少を見直ししました。

佐織総合福祉センターと団体委託料につきましては、補佐のほうから答弁いたします。以上です。

#### ○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

私からは、佐織総合福祉センターの指定管理料につきまして説明させていただきます。

指定管理料につきましては、令和6年度に指定管理者を選定いたしまして、その際上限額内で指定管理料の提案がございました。各年度の金額につきましては、各年度の計画収支に基づいて指定管理者のほうで設定をしております。この年度で、その計画に基づいて金額に相違がございますので、今回増えているということがございます。以上です。

#### ○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）

団体事務委託料の積算について答弁させていただきます。

民生委員でいきますと、毎月の定例会、年1回の総会、それに伴う準備や民生委員さんとの連絡調整ですね、そういうものを積み上げまして、時間数としまして計算しております。以上です。

#### ○委員（河合克平君）

今の、民生児童委員さんに限っては時間数として計算をしているということですが、民生児童委員さんの団体委託だけでよかったですね、この時間数は何時間か教えてもらっていいですか。

続いて、佐織総合福祉センターについては、毎年変わっていくんでしょうけれども、変わるについては何かしらの理由があって変わっていると思うんですが、その変わっている理由を教えてください。

あと、心配ごと相談委託料を月4回を2回に、寝具洗濯乾燥サービスを年2回を1回に、4枚が3枚にというのは、これは実際利用実績ということは利用がされてないので、この金額に減らしたということなのか、あまり多くの人を利用しないから必要がないということで考えて、その回数を減らしたり、枚数を減らしたのか、この寝具洗濯乾燥サービスについては教えてもらっているんですか。ただでさえ利用者の枠を減らして、その上でまた減らしているの、ちょっとよくその理由を、具体的な理由を教えてくださいいいですか。

あと、家具転倒防止金具については、回数の減少って言っていたか、何かその家具転倒防止金具はつける人が少ないから減らしているということですか。そのことについて再度教えてください。お願いします。

#### ○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）

先ほどの民生委員事務委託の時間ですけれども、1,846時間を積算しております。

続きまして、家具転倒防止につきましては、失礼しました、回数ではなくて件数となっ

ております。実績に合わせて5件分を見込んでおります。以上です。

**○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）**

佐織総合福祉センターの指定管理料につきましては、人件費部分が年々変わっているというところがございます。以上です。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

心配ごと相談につきましては、利用の実績が枠を埋まることはありませんので、近隣市町村の実施回数等から検討したということになります。

それから、寝具乾燥につきましては、こちらのほうも利用の枚数は年々減っておりまして、他市町村と比べますと、愛西市は対象者の枠が少し広いこともありまして、対象者の枠はこのままということで、他市町村と同水準になるように検討のほうをいたしました。

また、市のこの事業や、あと介護保険のサービスでヘルパーさんがお使いいただける方は、布団干しもしてくれますので、あとはまた御自身でクリーニング店等の利用と併用して御利用いただきたいと考えています。以上です。

**○委員（河合克平君）**

団体事務委託料ですが、民生児童委員は分かりましたが、ほかの団体は事務は委託をされてないんですか。1,846時間という、1時間幾らの計算で1,500万の積算をされているのか教えてください。

**○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）**

民生児童委員の部分についてお答えさせていただきます。

1,846時間で、先ほど社会福祉課から説明もありました平均単価の正職員1人分の給与として見込んでおります。そちらの給与額が917万9,077円となっております。以上です。

老人クラブにつきましては、手元に資料を持ち合わせておりません。

**○委員長（馬淵紀明君）**

どうしますか。答弁要りますか、今のところ。じゃなければ、また用意してもらいますけど。

**○委員（河合克平君）**

賛否には関わりはありますけど、お願いします。

民生児童委員と老人クラブについても、また毎月の会議と総会と連絡調整してやっている分が積算をされていると思うんですけども、これは民生児童委員は国からの指定ですし、老人クラブは民間というか、任意団体ですよ。その任意団体について、その事務を市が請け負って、その費用をどこかに委託をするということについてはずっとやっていたんだと思うんですけども、それはどうしてそういう民間の老人クラブの分を事務委託をされているんでしょうか。教えてもらっていいですか。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

老人クラブにつきましては、高齢者の方の生きがいづくりであったりとか、楽しみづくりであったり、社会貢献であったりとか、いろんな目的があると思うんですけども、そ

ここに市が関わってといいますか、事務を行っていくところを社会福祉協議会のほうに事務を委託しているということです。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。民間の老人クラブでも市が関われるということですね。

あと、97ページの3款1項2目の負担金、18節負担金のリース車両負担金というのがあるんですけど、9万3,000円、これは高齢福祉課で車両を購入したということですか。教えてもらえますか。

**○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）**

来年度になりますが、日本赤十字社のほうからリース車両、福祉車両を無償で提供をいただく予定になっております。その際に車の維持費につきましては市のほうが負担ということで、ただこの経費については、日本赤十字社がまず一旦負担したものを年度末に市が支払うということで、負担金ということで計上させていただいております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

では続いて、同じく19節の扶助費ですが、19節の扶助費の高齢者タクシー扶助と外出支援福祉タクシー扶助、高齢者タクシー扶助については、前年からするとかなり減っているんですけども、高齢者タクシー扶助については減っている、その積算の理由と、外出支援福祉タクシーは新しい新年度の事業になります。去年から始まっている新しい事業ですが、これについてはこの見込みの積算は、どのような積算なのかは書いてあるか。高齢者タクシー扶助費についてまず教えてください。これ概要書39ページにもありますが、お願いします。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

高齢者タクシー事業につきましては、令和6年度から対象者、あと行き先を変更いたしました。事業の見直しを行いました。6年度につきましては、5年度よりもおおよそ10%の利用者の増となりました。7年度につきましても、6年度とほぼ変わらないような利用者見込みとなっております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

そうなんですね。減っているのでも、対象者が減ったということですか。

**○委員長（馬淵紀明君）**

減額の理由じゃなかったですか、質問は。

**○委員（河合克平君）**

そう。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

予算額の減額につきましては、令和7年度につきましては、結果的に予算が少し多く見込んであったというようなことで、8年度につきましては、もう少し精査をして、予算の計上のほうをしております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

はい、分かりました。

続いて……。

〔「まだたくさんあるの」の声あり〕

○委員（河合克平君）

ある。

○委員長（馬淵紀明君）

まとめられたら、まとめて。

〔発言する者あり〕

3款の途中ですけれども、ここで一度お昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時45分といたします。

午後0時38分 休憩

午後1時45分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、お昼の休憩を解きまして、第3款のところを継続して審議に入ります。

○委員（河合克平君）

では、続きまして3款のところをさせていただきます。

まず、99ページの3款1項3目の12節、システム改修委託料60万円について教えてください。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書の。

○委員（河合克平君）

失礼しました。予算書の99ページの3款1項3目の12節委託料のシステム改修委託料60万円について教えてください。

続いて、3款1項4目、同じページですね。3款1項4目の委託料で、福祉医療システム改修委託料59万2,000円について、また同じ委託料で受給者証印字封入委託料240万円、去年はありませんでしたが、の件について教えてください。

続いて、3款1項4目の11節の役務費ですが、これは増加をしているので、増加の理由を教えてください。

○委員長（馬淵紀明君）

役務費は全体でいいですか。

○委員（河合克平君）

はい。

取りあえずその3つと、まだありますけど、お願いします。

○保険年金課長（後藤真治君）

まず1点目のシステム改修費でございますが、国民年金の1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設に伴うシステム改修でございます。

続きまして、福祉医療システム改修委託料、それから受給者証印字封入委託料でございますが、こちらにつきましては、令和9年4月から福祉医療の審査支払い委託先が愛知県内一斉に変更されることに伴い、システムを改修するものでございます。

また、その委託先変更に伴いまして、公費負担番号等の変更がございますので、これを印刷した受給者証を一斉に更新する必要があるため、この封入委託を委託するものでございます。

**○保険年金課課長補佐（堀田紫津子君）**

私からは、郵便料、役務費の増加についてお話をします。

ただいま保険年金課長が申しあげました公費番号を記載した受給者証を皆様にお配りするための郵便料を計上しております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

そうすると、その99ページの3款1項3目の12節委託料のシステム改修委託料については、出産のときの部分の費用、出産をする方用の免除措置が新たにできることに伴うということですが、これについては4月1日から行うということによかったですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

こちらにつきましては、施行期日が令和8年10月1日となっております。以上でございます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

10月1日からになるということで、それまではそういった免除措置はないということですか。今もあるんじゃないかな。ないということですか。

**○委員長（馬淵紀明君）**

あるかないかでしょう。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

出産前後の減免は現在もでございます。

**○委員（河合克平君）**

福祉医療システム改修委託料と受給者証印字封入委託料と役務費については、同じ内容で変更等々するということですが、これはいつまでにやるということか予定しているんですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

こちらのほうの委託先変更が令和9年4月からとなりますので、令和8年度中の改修、また送付ということになります。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

これは福祉医療の受給者にとってみれば、令和8年中は何も不利益がないということですか。その後もそうですか。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

利用者につきましては特になく、ただこちらから受給者証のほうを新しいものをお送りしたものの、間違いなくそちらをお使いいただければと考えております。

また、9年4月以降につきましては、これに伴いまして福祉医療制度の全国の現物給付化が進んでいくものと考えており、さらなるサービスの向上につながるものと考えております。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

これは、特に受給者に対して何か案内をしたりということではなくて、事前に案内をするという予定は特になしで、突然送られるというような形になるんですかね。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

こちらにつきましては、広報等は考えてはおりますけれども、基本的には対象者個人に対しての郵送ということを予定しております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

では、続いていきます。

概要書の36ページです。

障害者等医療費については若干増加をしているということですが、後期高齢者福祉医療費については大きく減少しておりますが、その理由について、障害者医療等については有料化したので多少減るのかなと思っていたんですが、これについては増加の理由と後期高齢者についての減少の理由を教えてください。

また、概要書の37ページに後期高齢者医療広域連合負担金ということで、市が後期高齢者の医療に関わって市が負担する金額がかなり削減をされているんですが、その理由について併せて教えてください。お願いします。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

後期高齢者福祉医療費につきましては、12月議会で改正いたしました精神入院の方の同じ要件の方、後期の方についての部分が一部減少になるもの、それから独り暮らし高齢者、独り暮らしの高齢者の方に対する扶助についての見直しが大きな理由となっております。以上でございます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

障害者医療費と、あと37ページ。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

失礼いたしました。

続きまして37ページ、後期高齢者医療広域連合負担金についてでございますが、こちらにつきましては、被保険者の療養に供する費用のうち10分の1を愛西市が負担するものでございますが、こちらにつきましては、広域連合から示された数字を基に試算しており、

8年度につきましては7年度よりも少ない計算結果となっております。以上でございます。

#### ○委員（河合克平君）

後期高齢者の福祉医療の削減は、障害者の医療等で高齢者分が削減されたのかという理解でいいですか。

障害者医療についても多少増加ありますよね。これはなぜなったのか、併せて教えてください。

あと、概要書37ページの後期高齢者医療広域連合負担金については、10分の1ということとは分かるんですけども、7,000万円ぐらい減っていると思うんですが、それだけ分、給付が10分の1だと7億円ぐらい給付が減ったという、そういう認識でいいのか教えてください。

#### ○保険年金課長（後藤真治君）

まず障害者医療費の増でございますが、こちらにつきましては、対象人数の増など、実績に基づき試算したところ、このような数字になりました。

また、後期高齢者福祉医療ですが、先ほど委員おっしゃられました障害の入院の減もありますが、先ほども私の申し上げました独り暮らし高齢者に対する扶助の見直し部分も大きな減の理由になっております。

続きまして、後期高齢者医療広域連合負担金のほうでございますが、おっしゃられるとおり7,000万近くの減になっておりますが、こちらにつきましては、試算の結果、広域連合から示された数値等を計算いたしますとこのような結果になっております。こちらにつきましては、この予算どおりの額を来年度広域連合に納めまして、その後、翌年度に精算するという形になりますので、仮にこれが結果として少なく、足りなくなった場合につきましては、9年度での精算ということになるものでございますので、よろしく願いいたします。

#### ○委員（河合克平君）

分かりました。

後期高齢者福祉医療については、独り暮らしの高齢者の見直しは新規受付をしないという見直しをしているんですけども、そのほかに見直しをしたということでもいいですか。その具体的な見直しの内容について教えてください。

あと、後期高齢者の医療広域連合については、6年度分で9年度に精算をするということなんですか。今、6年度で精算するという話だったので、もう一度、再度確認お願いします。

#### ○保険年金課長（後藤真治君）

後段の部分ですが、ごめんなさい、6年度でなくて翌年度というようなことで言っておりましたので、申し訳ございません。

それから、前段部分の後期高齢者福祉医療、独り暮らしの分ですが、こちらのほうは独り暮らしの、おっしゃられるとおり、令和2年度末をもちまして独り暮らし高齢者の扶助

につきましては廃止されております。その後5年間、その当時既に資格を持ってみえた方につきましては経過措置という形で給付及び更新を続けておりましたが、今回、そちらの分についても見直しにより、来年度の7月末をもちまして更新が再度終了ということで決定してございます。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。7月で終わるとのことですね。

続いて、103ページに行きます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

どっちの。

**○委員（河合克平君）**

すみません、予算の103ページの3款1項6目の発達支援センター費についてですが、これも減少しているの、12節委託料の相談事業が減少しているのと、調理委託料についてもかなり減少しているんですが、この減少に至ったのはなぜなのか教えてください。

取りあえず3款1項まではそこまでのので、お願いします。

**○発達支援センター長（渡邊志保君）**

まず、相談業務委託料について答弁申し上げます。

以前から委託料が高いという意見をいただいていることもありまして、相談の委託料について見直しをさせていただきました。市内に相談、計画相談を受ける事業所ができてきたこと、また相談の内容で兼務可能な業務をまとめることにより、相談員1名を削減することが可能という協議になりましたので、1名分の人件費を削減しております。

2つ目の調理業務の委託料については、前はプロポーザルによる業者選定をしております、この度は指名競争入札で業者の選定をいたしました。その結果、予算額が減少したものでございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

相談業務については、1人分の人件費の分だけ削減したということですが、それについては今後どういう形で相談されていくかということになると思いますが、この調理委託料については、ちゃんとその年間、削減した形でやっていけるのかどうかについてちょっと不安を持つんですけれども、委託をしている内容は一緒かどうかということと、これだけかなり減っていますんで、減らして大丈夫なのかなと思うんですが、その辺については検討はされたのか教えてください。

**○発達支援センター長（渡邊志保君）**

委託の内容については、前回と変更はございません。

業務の遂行が可能かどうかという点についてですが、こちらから提示させていただいた仕様書により業者さんから入札を受けておりますので、実質可能だと考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

続いて、3款2項のほうに行きます。

予算書の103ページの3款2項1目の1. 報酬ですが、会計年度職員がかなり多くなっているんですけども、この多くなっている理由を教えてください。

続いて、次のページ、106ページの12節の委託料ですが。

○委員長（馬淵紀明君）

105だね。105ページじゃないですか。

○委員（河合克平君）

失礼しました、105ページですね。

105ページの委託料ですが、ここに遺児手当システム改修委託料というのがありますので、その内容を教えてください。

続いて、次のページに行ってもらって、107ページ。

3款2項2節のこちらも委託料ですが、児童相談システム改修委託料というのがありますので、これについても教えてください。

あと同じページで、18節、補助金ですが、児童措置費の補助金ですが、就学前教育・保育施設整備2億1,179万2,000円については、補正予算で終わらなかったのが減額しますということだったので、その部分だけなのか、またほかにあるのか、それについて併せて教えてください。

取りあえずそこまでお願いします。

あと、概要書の44ページに民間教育・保育施設運営費補助事業というのがあるんですが、保育施設運営費補助の増加の理由も併せて教えてください。

取りあえず児童措置費までお願いします。

○子育て支援課長（前野輝次君）

まず初めに、103ページの報償費の話ですけど、これは委員の方の報償費でございまして、会計年度職員のものではございません。

例えば103ページの要保護児童対策地域協議会委員の報酬でございまして。よろしいでしょうか。

○委員（河合克平君）

言い換えます。

報酬費と言わなかった、報償費って言った。

○委員長（馬淵紀明君）

3款2項1目の1節だよ、質問したのは。会計年度任用職員の報酬はという質問だったと思います。

○子育て支援課長（前野輝次君）

1の報酬の9,200万のほうのお話ですか。

○委員（河合克平君）

そうそう。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

こちらすみません、人事課の担当でございますので、こちらではちょっとお答えできません。申し訳ございません。

続きまして、105ページの遺児手当のシステム改修でございますが、こちらにつきましては、特定親族特別控除という控除が令和7年12月からできまして、それに対応するためのシステム改修でございます。

続きまして、107ページの児童相談システム改修委託料でございますが、こちらは国に出す様式または新たな項目が増えましたので、それに対応するためにシステム改修を行うものでございます。

続きまして、概要書の44ページでよろしかったでしょうかね。

**○委員長（馬淵紀明君）**

いや、補助金の就学前教育のところの2億1,100万円の。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

草平保育園の話でございますが、それは草平保育園のみの話でございます。

続きまして、概要書の44ページの民間教育のことでございますが、これは障害児の方が増えたもので、予算が増加しておるものでございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

1節の報酬はこの3款2項にくっついているので、3款2項ってことは保育園なのか、そういう児童福祉に関わることで増えているのかなということ聞いてたんですけども、そういう予定も分からないということですか。

児童福祉の中に増えているので、じゃあ児童福祉に関わることでしょうと思うんだけど、児童館とか保育園とか、そういう内容になるのかなと思って聞いたんですけど、それが分かれば教えてください。分からないならあれですけど、分かるなら教えてください。

あと、12節の委託料の児童扶養手当システム改修というのは、特別親族特別控除というのは、誰か一緒に暮らしていたらその人の分だけ引きますよということの特別控除ということによいのか。今受給している人が不利になるような内容なのかどうか教えてください。

あと、児童相談システム改修委託料は様式の変更だということなんであれですが、第18節の補助金ですが、就学前教育・保育施設整備については草平保育園のみということですが、草平保育園のみの建て替えで2億円かかるということいいですか。園舎をどんなふうに変えるのかとかいうか、どんなふうになる、全部壊して建て替えるようになるんですかね。その内容について教えてください。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

まず報酬の話ですけど、こちらも把握しておりません。申し訳ございません。

続きまして、遺児手当のシステム改修でございますが、これは特定扶養親族というのがございまして、これは19歳から23歳までの所得が58万円以下の方が特定扶養に該当するん

ですけど、新たに123万円まで控除が増えたので、それに該当するためでございます。

あとは、草平の保育園でございますが、これ建て替えでございます。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

河合委員、3款2項1目の1の会計年度職員の報酬、あれの質問は増えたから減った。

**○委員（河合克平君）**

3,000万円ぐらい増えているので、職員は数は変わらないって、職員の給料は2億4,000万か、変わらないので。

**○委員長（馬淵紀明君）**

ここだけ増えたから、その理由は分からないですか。

〔「分かりません」の声あり〕

**○委員（河合克平君）**

そうなんだ、面白い。

〔「休憩しよう」の声あり〕

**○委員長（馬淵紀明君）**

暫時休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時11分 再開

**○委員長（馬淵紀明君）**

じゃあ、暫時休憩を解きます。

**○健康子ども部長（人見英樹君）**

詳細までは分かりませんが、3款2項に上げてある報酬の会計年度任用職員は、子育て支援課に配属している相談員とか、あと保育園の保育士、それから児童館の児童構成員も含まれているはずですよ。以上です。

**○委員（河合克平君）**

そういうことが知りたかっただけね。

分かりました。

ちょっと前年からするとかなり増えているので、そこが人手が不足して、そこに頼らないかんのかなというふうに思って聞きました。

あと、続いて保育園費に行きます。

3款2項3目、予算書の109ページですが、これも保育園の109ページの12節委託料、保育園調理委託料が、これも減っているんですね。

これは減っている理由と、あとその5段下に公共嘱託登記と不動産鑑定が委託料に入っているんですが、これはどういう意味なのか教えてください。お願いします。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

調理委託につきましては、先ほど発達支援センターと同じ理由でございまして、入札を今回いたしまして価格が下がったということでございます。

続きまして、公共嘱託でございますが、これは佐屋北保育園の跡地に関しまして、佐屋北保育園の測量を行い、また不動産鑑定を行うものでございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

佐屋北保育園の測量を行って不動産鑑定を行うということですが、これは令和8年中にそれをやって、佐屋北保育園に関わって何かの募集をしたりということをかけていくということでこれをやるということでもいいですか。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

令和8年を目標に公募をかけたいと思っております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

予算にはないのであれですけど、8年中には公募をかけたいということですね。分かりました。

続いて、3款2項5目に行きます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

3款2項5目母子福祉費、113ページでいいですか。

**○委員（河合克平君）**

そうですね。

3款2項5目の母子福祉費の扶助費で、母子の給付が半額に減っているんですけども、これの理由を教えてくださいのと、生活支援も3分の1ぐらいになっているんですけども、変わった理由を教えてください。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

こちら、実績により減額をさせていただいております。

それと、母子生活支援のほうは、もともと入所者がお見えでございまして、令和7年度は18か月分を見ておりましたが、その方が退所されましたので、今回6か月分だけ予算を組ませていただきました。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

じゃあ続いて、同じページは3款2項6目の扶助費の子ども医療扶助費についてですが、概要書も載っていますけれども、これは削減されていますが、特に保障内容を変えたわけじゃなくて、人数が減ったということの理解でいいのか教えてください。

**○保険年金課長（後藤真治君）**

こちらにつきましては、子供の人数の減及び近年の実績に基づいたものを計上させていただいております。以上です。

**○委員（河合克平君）**

じゃあ、18歳までのということは変わらないということですね。

あと、続いて3款3項1目の生活保護総務費ですが、こちらの12節に生活保護システム改修委託料というのがあるんですけども、この生活保護システム改修委託料は、補正で

もありましたけれども本予算でもあるので、ちょっとどういう内容なのか教えてください。

○社会福祉課長（水野裕公君）

生活保護システム改修委託料ですけど、こちらのほうは生活保護のシステムレイアウト簡易版対応改修になります。以上です。

○委員（河合克平君）

補正予算は裁判によってということが変わる内容だったんですが、これは普通に国のシステムと合わせるための愛西市のレイアウトを変更するためのものということでもいいですか。そういう理解でいいですか。

○社会福祉課長（水野裕公君）

今、河合委員の言われるとおり、国のほうに合わせるレイアウトの簡易版の改修でございます。以上です。

○委員（河合克平君）

以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では、これで第3款の質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方は。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

すみません、3款のところで午前中に御質問いただいていたところの答弁をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

はい、どうぞ。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

補佐のほうから答弁させていただきます、すみません。

○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）

午前中質問いただいております老人クラブの積算についてお答えいたします。

総会、理事会等の各種補助で年間1,486時間を見込んでおりまして、嘱託職員1人分の人件費を見込んでおります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

では、4款衛生費につきまして質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

4款で行きます。

突然飛びますが、4款。

○委員長（馬淵紀明君）

ページ数をまず、すみません。

**○委員（河合克平君）**

予算書の121ページの4款1項3目の母子衛生費の12節委託料なのですが、これ前年からすると大きく結構削減をされているんですけども、どこがどういうふうに削減をされているのか、委託料を教えてくださいませんか。

**○健康推進課長（村瀬さやか君）**

私のほうからは、12節委託料の減少についてお答えのほうをさせていただきます。

妊産婦・乳児健康診査委託料につきましては、実績値に基づきまして、数字のほうも減をしています。

6歳臼歯保護育成事業委託料につきましては、こちらの事業については、対象者のほうを徐々に減らしていつている状況がありまして、来年度は小学校2年生、3年生のお子さんを対象にしておりますので、その分の減になります。

あと、産後ケア事業委託料につきましては、実績値を基にしまして積算をしたものになります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

それでも足りないんですけど、前年からすると。これ事業がなくなっていないですか、前年からすると。

**○委員長（馬淵紀明君）**

足りないって、何が足りないんですか。

**○委員（河合克平君）**

削減額が足りない、それでは、前年からすると。

**○委員長（馬淵紀明君）**

予算を見込んで、足りない。予算を見込んだもんで、足りないというのは。削減額が足りない。

**○委員（河合克平君）**

はっきり言うと、事業をやらないよね。去年はやっていて、今年は。

**○健康推進課長（村瀬さやか君）**

事業のほうの変更はしておりませんで、実績に応じた見込みで予算積算したものになります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

ごめんなさい、委託料じゃないね。ごめんなさい、僕が間違えていました。

すみません、同じページの負担金ですが、121ページの負担金も大きく削減をしていますけれども、この負担金、補助及び交付金も削減をしている理由を教えてくださいませんか。

**○健康推進課長（村瀬さやか君）**

負担金、補助金につきましては、未熟児養育医療給付費、県外妊産婦・乳児健康診査費、あと出産・子育て応援事業、上の今御説明した未熟児と県外妊産婦につきましては、実績

ベースのほうで積算をしたものになります。

あと、出産・子育て応援事業につきましては、こちらのほうは妊婦支援給付金のほうに事業のほうが今年度より移行をしておりますので、その部分のまだ経過措置分が残っている部分の予算となっております。

妊婦支援給付金については、出産ベースで積算をしております。

また、この負担金、補助及び交付金の中でなくなったものとしましては、一般不妊治療の助成、あと不育症の助成金については、来年度、令和8年度からは中止とさせていただきます。以上です。

#### ○委員（河合克平君）

不妊治療と不育治療って結構先進的な内容で、すごい評価が高かったかと思うんですが、今回なくすという検討した検討の内容について教えてもらっていいですか。

#### ○健康推進課長（村瀬さやか君）

不妊治療、不育治療につきましては、令和4年4月から保険適用となっております。

近隣市町村の実施状況を確認したこと、あとやっていない市町村も多くありましたので、市としても、不育については特に今までの中で昨年度1件申請があり、今年度まだ今申請途中なんですけど、現在のところ1件というところで少ないというところと、あと一般不妊治療についても、ほとんどの方が保険適用での治療を受けていらっしゃるというところから、今回、不妊治療、不育治療については、予算のほうは計上せずという形で中止とさせていただくものになります。以上です。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて4款の質疑を終結いたします。

次に、第10款教育費、6項幼稚園費について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて質疑もありませんので、質疑なしと認めます。10款の質疑を終結いたします。

では、ここで職員の入替えのため暫時休憩といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時27分 再開

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、第5款労働費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これにて第5款の質疑を終結します。

次に、第6款農林水産業費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これにて第6款の質疑を終結いたします。

次に、第7款商工費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて7款の質疑を終結いたします。

次に、第8款土木費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（河合克平君）

8款2項1目の道路維持費で。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

ページ数お願いします。

#### ○委員（河合克平君）

すみません、139ページ、8款2項1目の道路維持費ですね。

8款2項1目の道路維持費のうちの委託料で、道の駅指定管理料8,472万円についてですが、この間ずっといろいろ聞いてきてはいますけれども、この指定管理料の中で、この中に、令和7年ではトイレの分が1,800万ぐらいあったんですが、今回それが除かれているんですが、それを込みでこの8,400万円になっているのでしょうか。

その確認と、あと14節の工事請負費の中で、地域内側溝・舗装工事1億2,500万円ですか。この1億2,500万円については減少している部分があると思いますが、その内容について教えてください。2点お願いします。

#### ○産業振興課長（清水直樹君）

道の駅指定管理料につきましては、トイレは含んでおります。以上です。

#### ○土木課長（河原明洋君）

こちらの地域内側溝・舗装工事につきましては、地域からの要望を受けております地域内の工事費がマイナス5,500万円されたということの減額によるものとなります。以上です。

○委員（河合克平君）

では、道の駅の指定管理料については、トイレは含んでいるという回答でしたが、この8,472万円以外に道の駅に関わることで負担をしないといけないことになるのかならないのか。

トイレというのは、どこのトイレでしたっけ。東側のトイレですか。その分の負担はなくなるということのようですねけれども、もう少し具体的に教えていただきたいというのと、地域内側溝・舗装工事ですが、5,500万円マイナスということですねけれども、この5,500万円のマイナスの根拠というか、どうして5,500万円マイナスにしたかという検討をした内容を教えてもらっていいんでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員、具体的に8,472万円の道の駅の指定管理料を具体的に、もうちょっと分かりやすく質問してほしいんですけど。

○委員（河合克平君）

トイレの負担含めて、そうするとトイレが1,800万円ぐらいだったと思うんですけど、残りの6,000万円ぐらいは、公園のほうで幾らぐらい、また道の駅のほうで幾らぐらいとか、そういうことはわかりますか。

○委員長（馬淵紀明君）

指定管理料の内訳ということですか。

○委員（河合克平君）

そうそう。

○産業振興課長（清水直樹君）

こちら指定管理料の内訳といたしましては、統括管理業務、維持管理業務、運營業務という3つに分かれておりまして、それぞれの金額が、統括管理業務につきましては約2,847万円、維持管理業務につきましては3,342万円、運営管理業務につきましては、いずれも約ですが1,700万円であります。以上です。

○土木課長（河原明洋君）

こちらの地域内側溝・舗装工事につきましては、必要性、緊急性の高い事業に配慮した配分とすることで各事業の見直しを行った結果となります。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

その地域内側溝・舗装工事については、地域の人口割で、字の人口割で予算配分をしていくのか、それとも緊急性に応じて字に関わらず全体を通じてしていくのか。今、字でいうと、一番上に書く字で、一番上に載せておくとすぐやってもらえるんだわみたいなどころはちょっと聞いたことあるんですけど、そういうことになるのか、5,000万減らすとかなり減るので、どういう形で今後運用していくのかということは決めていると思いますが、教えてください。

○土木課長（河原明洋君）

まず地域内側溝・舗装工事の割当てにつきましては、人口と、あと面積ですね、各町の、最後に道路の延長ですね、各町内の道路延長、こういったものをベースにして配分を行っております。

現時点では、今後もこのベースにした配分によって、さらには今までも順位をつけていただいて、要望順位の高いところを選定していたわけですが、今後、費用が少し減ったということになりますので、さらに必要性、緊急性、そういったものを見た中で厳選していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

そうすると、予算を見てということですが、要望どおりに実現しない案件も、今三十何%しか実現していないですけど、それはもっとより少なくなるという感じでいいですかね。

○土木課長（河原明洋君）

そうですね。よく聞かれる実施率、これは要望件数に対してどれだけ実施したかという実施箇所数で出したものになりますが、その数値は下がるものと考えております。

○委員（中村文武君）

予算書139ページの先ほどの8款2項1目道路維持費の工事請負費のところ、幹線道路工事の内容、ちょっと市道何号線とかだと分からないので、どういうところの工事かということをお願いしたいのと、さっきの地域内側溝のところ、緊急性とかいろいろ考慮してということなんです、要は要望が全く通らない字はない。予算は減るけど、一応全部の町内字で1個は必ず解決していくよという解釈でいいのか、全く要望が通らない可能性もあるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○土木課長（河原明洋君）

幹線道路工事につきましては、市道2号線、葛木町地内の舗装の修繕工事と、あと広域農道ののり面の防草対策工事、こちらが実施する予定となっております。広域農道ののり面につきましては、八開地区の広域農道ののり面になります。

続いて、要望で各町内1件はできるのかというようなところなんです、実際に要望を取ると、町内でも要望がないところもございますし、あと必ず1件やるということでは説明をさせていただいております。あくまで要望というのは、こちらが地域の内容をより詳しく知るために情報収集をさせていただいて、その情報収集をした上で担当者が現場の確認をさせていただいて、そこで工事が必要だという判断がされれば実施するものとなりますので、要望を出せば必ず町で1件やるということではございませんので、御理解ください。以上です。

○委員（原 裕司君）

同じく139ページの委託料、道の駅指定管理料。

今、西と東ということではなく、総合であったり運営面でやっているの、金額の設定をしての金額だというお話があったと思うのですけれども、当然今後、公園等については除草作業等の維持管理を、環境美化のほうも含めてするんですが、そちらのほうはこの委託料の中にもう全て含まれているというのと、それと運営面で生産者との話し合い、協議等も進めていかなきゃいけないと思うんですが、今後のスケジュールですね。どのような形で運営をしていくのかということについて、ちょっと詳しくお聞かせ願いたいんですが。

**○産業振興課長（清水直樹君）**

公園の維持管理については、この指定管理料に含まれております。

生産者との協議の場ですが、ちょっとスケジュールは未定であります、部会のようなものをつくって、生産者と指定管理者で話し合いの場を設けるというようなことは聞いております。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

1年運営しておいて、やっぱりいろいろな改善点というのが出てきておると思うんですよ。そういう中で、調整役というのは、市のほうの先導するのか、もう委託管理しているから委託管理のほうに任せちゃうという考えなのか、その辺はどうなんですか。

**○産業振興課長（清水直樹君）**

指定管理者だけに任せるのではなく、市のほうも必要に応じて入って、3者で協議するような形になることを想定しております。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

懸念されていたのが、鵜戸川を挟んで西と東で運営していくという形で指定管理のお願いをしておるわけなんです、鵜戸川の右岸のほう、左岸もですね、鵜戸川橋というんですか、ちょうど観光協会の建物から南のほうへ、あれが通行止めになるという話で、土木課のほうから通達が来ておるかと思うんですが、道というのは、立田輪中の管理じゃないですかね。その話し合いというのはどのようにされているのか。

南側に農地は持っておられる人もいて、通行止めになると困るんだけどなというようなことも聞いておるんですが、その辺の状況というのは、指定管理者と土木課のほうで話し合いをしてそういうような状況になっているのかということをお聞かせいただきたいんですが。

**○土木課長（河原明洋君）**

鵜戸川沿いの市道の通行止めについては、西ゾーンから東ゾーンに渡る人がどうしても県道佐屋・多度線の歩道を通るということで、車と人とを分ける意味で、今回、市の判断で安全対策としてガードポールみたいな、そういったものを設置して行き止まりにする、通行止めにしていくという状況でございます。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

それで、今の18節の負担金、補助及び交付金の7万円という「道の駅」連絡会というのは、今の市と指定管理とやるのか、あるいは生産者とか、あるいは部会をつくってやるの

か、だから予算が要るんですよという意味合いなのか、その辺がよく分からないので。

○産業振興課長（清水直樹君）

こちらの負担金につきましては、中部道の駅とか全国道の駅の連絡会の負担金であります。以上です。

○委員（原 裕司君）

はい、いいです。

○委員（吉川三津子君）

それでは、64ページの同じく道の駅ふれあいの里H A S Uパークの管理費。

○委員長（馬淵紀明君）

概要書ですか。

○委員（吉川三津子君）

はい、概要書。

2項道路橋梁費、1目道路維持費についてお伺いをしたいと思います。

先ほど運営費の関係で1,700万円ということが言われているんですが、これは何の費用なのか、まずはちょっとお聞きしたいと思います。何に使うのか。

○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）

1,000万円というのは、河合委員がトイレの費用で1,700万円という話の1,700万円であったですかね。

○委員長（馬淵紀明君）

多分、内訳で話したときに1,700万円って運営費が答弁ありましたけど。

○委員（吉川三津子君）

全体ので、内訳で統括が2,847万で維持費が3,342万で運営費が1,700万円と言われたと思うんですけど、私の聞き間違いでしょうか。言われたよね。

○委員長（馬淵紀明君）

じゃあその数字でやっている。その1,700万ですよ。

○委員（吉川三津子君）

そう。その1,700万って何に使うの。ちょっと明細を聞きたいなと思って。

○委員長（馬淵紀明君）

運営費だね。運営費という話、答弁ありましたけど。

○産業振興課長（清水直樹君）

運営費につきましては1,270万円、約1,270万円ございまして、内訳につきましては、イベントの企画であったり情報発信であったり、防災対策等の安全管理の費用であります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

私、このイベント企画というのは、一体具体的にどこで何をするのか。多分きっと指定管理のときに企画書などで出てきていると思うんですね。やっぱり集客するのに、公園

のほうでのイベントとかいろいろやっていくと思うんですけども、具体的にどのような行事等を指定管理者のほうから提案されて実現していくのかお伺いしたいと思います。

**○委員長（馬淵紀明君）**

申し訳ないですけども、委員が聞いたことにきちんと答えてやってください。8,472万円の予算をお願いしておるわけだから、その根拠はあるはずなものですから、その根拠を聞いてみえるんだから、きちんと答弁してやってください。お願いいたします。

**○産業振興課長（清水直樹君）**

代表的なものとしたしましては、蓮見の会などが上げられます。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

これ1個だけじゃないと思うんですね。それだけでは集客も得られませんし、何らかのいろんなイベントを公園でやっていく必要があると思いますが、それ分かっているものをちょっと具体的に、指定管理のときに提案がされていると思いますので、上げていただきたいなと思います。

それと、市のほうが主催して公園で何かイベントをしようとしているのであれば、それについても、幾らかけてその公園でやるのか、それも教えていただきたいと思います。

**○産業振興課長（清水直樹君）**

市の主催については現在未定でありまして、指定管理の提案の事業につきましては、収穫体験であったりとか農福連携の推進で行う事業とか、あとは、今考えられるというか提案があったのは、抽象的ではありますがそういった事業であります。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

そうすると、今までやっていた蓮見の会ぐらいで、あとは公園に整備した畑とかのところで収穫ぐらいしか提案としては上がってきていないという理解でよろしかったでしょうか。

その他、都市公園のほうをしっかりと集客のために使っていくんだという、そんなイベントなり方針なりあれば教えていただきたいと思います。

**○産業振興課課長補佐（横江昌徳君）**

来年度の事業計画といたしましては、防災に関するイベントを実施するとか、現状でも今年度も実施しておりますが、犬、ペットの交換会等も実施しております。あとは、季節に応じてちょっといろんな行事のほうになってくると思います。すみません、失礼いたします。

**○産業振興課長（清水直樹君）**

あと、各種広場とか屋根つきステージ、収穫体験施設、調理体験工房、多目的施設、多目的室などの施設がございますので、そこで観光協会や市内の事業者とかボランティア団体、そういったところと協力してイベント、キッチンカーマルシェ等も行っています。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

それから、あと1点、シティプロモーションのほうがいろんな広報もしていかれるんですけども、道の駅自らもやはり発信なりして集客に努めていかなければいけないと思いますが、シティプロモーションと指定管理との役割分担はどうなっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（清水直樹君）

明確な業務の線引きというのはございませんが、ともにSNS等で魅力等は発信していく予定であります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

吉川委員、予算に含まれておるかどうかというところであればあれですけども、事業連携していくというのはちょっとというところはと思いますが。

○委員（吉川三津子君）

結局、指定管理料を払っているわけで、その部分まで市がお仕事をしちゃうとそれはまた変な話になってしまうので、今その点で確認をさせていただいているわけです。

今だとしっかりした答弁がなくて、どちらがどういう役割をしていくかということが入っていないとなると、この指定管理料ってちょっと疑問を感じるので、先ほど質問をさせていただきました。

これぐらいにしますけれども、あと先ほど土木費の道路橋梁費の道路維持費で、側溝と塗装工事の関係で、皆さん……。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書ですか。

○委員（吉川三津子君）

概要書です。

○委員長（馬淵紀明君）

概要書だと。

○委員（吉川三津子君）

概要書の64。

○委員長（馬淵紀明君）

64の道路改良事業ですか。

○委員（吉川三津子君）

はい。それについてお伺いをしたいと思います。

先ほどから面積とか、それから人口とかというお話があったわけなんですけれども。

〔「64」の声あり〕

違った。地域内側溝。

○委員長（馬淵紀明君）

63ページですね。側溝・舗装工事。

○委員（吉川三津子君）

63ですか、ごめんなさい。何か下のほうが見えなくなっちゃって。

**○委員長（馬淵紀明君）**

地域内側溝・舗装工事ですか。

**○委員（吉川三津子君）**

はい、それです。

そちらのほうで、先ほどから面積とか人口とかで優先順位をつけていくというお話があって、ほかの方からも狭いところとか人口の低いところというのはなかなか工事ができないだろうというお話があったんですが、年間どれぐらいの要望が来て、どのようなルールで順序を決めていらっしゃるのか。

集落でもおうちがいっぱいのところの御依頼は来るんですけども、とても貴重だけれども、おうちがないところからの要望って外れちゃったりもしているんですけども、そういったところで市としてどういうルール、何かガイドラインとかルールをお持ちならば、こういうルールで決めていますというのがあれば教えていただきたいと思います。

**○土木課長（河原明洋君）**

まず、年間どれぐらいの要望があるかということなんですけど、令和6年の実績でいけば、67町から要望箇所数276件をいただいております。それで、施工実施箇所が82か所ということでした。

順位づけのルールなんですけど、市としては決まったルールはございません。ただ、町の総代の方には、総代会のときに側溝の要望箇所数3か所、舗装の箇所数3か所ということで計6か所の要望をいただきまして、その6か所を1位から6位まで順位づけをいただいて、町としてどこを優先的にやってほしいかという情報収集はさせていただいております。以上です。

**○委員（中村文武君）**

予算書の143ページ、2点だけお願いします。

8款3項の12節委託料のまちづくり支援業務委託料の中で、本会議で勉強会という話もあったんですけど、ここにその予算は入っているのかどうかと勉強会の始めるルール、基準みたいなのを教えてください。

もう一個は、同じページの18節の負担金のところで、ちょうど真ん中ぐらい、木曾三川公園中央水郷地区イベント実行委員会50万の内容を教えてください。以上です。

**○都市計画課長（佐藤政樹君）**

市街地整備事業に関しまして、まちづくりの勉強会ですね。これは来年度、委託業務の中に支援という業務の中に入っております。あくまでも地域と合意形成を図れて、まちづくりを推進していく地区が定まった時点で勉強会に移行していく予定でございます。

あと、イベント実行委員会、木曾三川でございます。こちらは、愛西市が主導というよりも、国営木曾三川公園さんが中央広場とか、あとは水郷センター等でイベントを年間四季を通じてやっております。そうしたものを、イベントを実行していくために必要な費用

となっています。以上です。

**○委員（河合克平君）**

では、同じく143ページの18節の補助金のところで、立地促進奨励金618万1,000円についてですが、これは内容的には詳細が分かるようでしたら教えてください。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

こちらは、愛西市企業立地促進条例に基づきまして、立地促進奨励金に該当します。

こちらはどういうものかといいますと、固定資産税が最初に課されることとなった年度から3年間における各年度の固定資産税に相当する額を奨励交付するというもので、今回3年目の奨励交付措置となります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

これについてはいろんな条件があって、これは1つの企業だけだと思うんですけど、南河田は結構何軒か企業がありますけど、それは条件があって満たさなくてできなかったような答弁もあったんですが、今回の企業については、この600万円の固定資産税を一旦払ってもらっていてそれを返すという意味でいいんでしょうか。その確認をお願いします。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

現在、この企業立地促進条例なる立地促進奨励金に該当する地区というのは、事業所の新設を指定区域において開設、操業している企業ということですので、現状としては南河田工業団地が対象になります。

そこの中で、条件の中で該当する企業が1件であり、この1件が来年度3年目の奨励交付措置を受けると、これが最後の年になります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

交付税のことは分らんね。この分だけ交付税は免除されるとかというのは分らんですよね。

**○委員長（馬淵紀明君）**

予算の質問してください。

**○委員（河合克平君）**

はい、すみません。

では、概要書の65ページで、交通安全対策施設工事ということで約1,000万円削られているんですけども、これは、1,000万円は交通安全対策がもう大体満たされてきたので、1,000万削っても大丈夫なのかなということなのかどうかということと併せて、何をどれだけ削ったのか教えてもらっていいでしょうか。

**○土木課長（河原明洋君）**

この交通安全対策施設工事につきましては、地域内側溝・舗装工事と同様に、歳入規模に見合った構造、歳出構造への転換が求められる中で、修繕費と工事費を見直したことによるものでございます。

特に変更した内容といいますのが、道路反射鏡の工事ですね。そちらのほうと区画線設置工事、こちらのほうを大きく見直したという状況でございます。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

大きく見直したということですが、安全性は確認をされると思いますし、学校から当然通学路の交通安全対策をしてということは出てくるわけで、そういったことも含めて学校のほうには予算来年にしてくださいみたいな、そんな話をしていくということでもいいですか。

○土木課長（河原明洋君）

そうですね。通学路の関係ですと、特にカラー塗装工事が該当しますが、そちらのほうの予算配分としては、前年度と同額を見込んでおりますので、そういった交通、特に通学路の安全対策というのはしっかりやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいでしょうか。

○委員（河合克平君）

はい。

○産業振興課長（清水直樹君）

先ほど指定管理料の内訳を答弁させていただきましたが、改めてもう一度答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

統括管理業務につきましては約2,847万円、維持管理業務につきましては3,342万円、運営管理業務につきましては1,270万円であります。以上です。失礼しました。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○産業振興課長（清水直樹君）

こちらいずれも税抜きでございますが、これらは今3つ申しました合計が約7,459万円になりまして、それで管理準備分ということで約240万円ございまして、これに消費税をかけまして約8,472万円ということになります。以上です。失礼しました。

○委員長（馬淵紀明君）

では、これにて第8款の質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時15分といたします。

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、第9款消防費につきまして質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

そういうことで、これにて9款の質疑を終結いたします。

ここで、職員入れ替わりのため暫時休憩といたします。お疲れさまでした。

午後3時15分 休憩

午後3時17分 再開

**○委員長（馬淵紀明君）**

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、第2表 継続費及び第3表 地方債につきまして質疑に入ります。

予算書の7ページから9ページとなります。

質疑のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

では、8ページの第3表 地方債について質問をいたします。

今回、4段目の佐織総合福祉センター空調設備更新事業が1,900万円と民間保育園等施設整備事業5,640万円と保育園空調設備更新事業130万円と児童館トイレ改修事業330万円、児童館トイレ改修事業まで4件についてですが、事業費総額とそのうちの充当の割合と、それと交付税措置について教えてください。交付税措置の割合。

**○高齢福祉課課長補佐（後藤 剛君）**

私からは、佐織総合福祉センター空調設備更新事業についてお答えいたします。

事業費が2,620万7,500円、充当率が75%、交付税措置率が30%となります。以上です。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

私からは、民間保育園の施設整備事業についてです。

こちら草平保育園のことですが、総事業費が2億1,179万1,600円、地方債が5,640万、充当率が80%で、交付税措置率はありません。

続きまして、佐織保育園ですが、こちら総事業費が145万8,000円、地方債が130万円、充当率が90%、交付税措置率50%です。

続きまして、永和児童館のトイレ改修事業ですが、総事業費が375万1,000円、地方債が330万円、充当率が90%、交付税措置率50%でございます。すみません。

**○委員（河合克平君）**

事業費総額と充当率についてはありましたけど、草平は整備事業費が5,600万円で全体事業費が2億1,100万円で充当率80%ですが、5,600万円というのは財源措置としてはほかに何かあるのか。ちょっと合わないの教えてください。

**○子育て支援課長（前野輝次君）**

2億1,000万円のうち国が持分がございまして、国が3分の2、市が3分の1でございます。

**○委員（河合克平君）**

国が3分の2、市が3分の1で、3分の1が5,000……。

[「7,000万」の声あり]

○子育て支援課長（前野輝次君）

市の持ち出し分が7,050万ぐらいで、そのコンマ8ですので5,640万ということでございます。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

はい。

では、次に行きます。

児童館屋根外壁等改修工事1,270万円の総事業費と充当率、そして交付税の措置率を教えてください。

子育て支援センターの空調設備更新事業について、総事業費と交付税措置ですね。まずは児童部分でここまで教えてください。

○子育て支援課長（前野輝次君）

勝幡児童館でございますが、こちら総事業費が1,414万1,050円、地方債が1,270万円、充当率が90%、交付税措置率が30%から50%、これ財政力によって変動するそうでございます。

続きまして、立田北部子育て支援センターでございますが、総事業費が437万8,000円、地方債が390万円、充当率が90%、交付税措置率50%でございます。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

交付税措置率がいろいろとあるんですが、これは交付税措置率として一番有利なものを選定しているという理解でいいですか。

○子育て支援課長（前野輝次君）

そうでございます。

○委員（河合克平君）

では次、用排水路改修事業4,640万円と、湛水防除事業5,670万円と、地盤沈下対策事業9,510万円と、排水施設保全対策事業10万円と、特定農業用管水路特別対策事業4,860万円と、緊急農地防災事業7,200万円、経営体育成基盤整備事業3,140万円、水質保全対策事業2,500万円までお願いします。

○土木課課長補佐（小杉孝二君）

失礼します。

用排水路改修事業ですが、こちらは事業費としましては9,089万2,000円、地方債の充当率は75%、金額は4,640万円です。交付税の措置はありません。

続きまして、湛水防除事業、総事業費6,472万8,000円、起債対象事業費が6,388万

6,400円、起債金額は5,670万円、充当率は90%です。ただ、交付税の措置率は地方債の額によって変わります。

地盤沈下対策事業、事業費1億583万3,000円、充当率90%、起債金額9,510万円、90%なんですけど、交付税措置率は起債金額によってばらつきがあります。

次が、排水施設保全対策事業、事業費が19万5,000円、充当率90%、起債金額が10万円、こちらも起債の借入額によって交付税措置率が変動します。

特定農業用管水路特別対策事業、事業費が5,409万1,000円、充当率90%、起債金額4,860万円、交付税措置率がこれも変動します。

緊急農地防災事業、事業費は1億735万2,600円。

○委員長（馬淵紀明君）

充当率と交付税率だけでいいんでしょう。違いました。

○委員（河合克平君）

うん、総事業費と交付税。

○土木課長（河原明洋君）

緊急農地防災事業債で事業費が7,232万4,300円で、地方債が5,340万円です。

○委員長（馬淵紀明君）

充当率でいいよね。

○土木課長（河原明洋君）

充当率でいいですか。

○委員長（馬淵紀明君）

と交付税率を教えてください。

○委員（河合克平君）

総事業費と。

○委員（吉川三津子君）

総事業費と充当率。

○土木課長（河原明洋君）

総事業費と充当率100%で、交付税措置70%です。

続いて、経営体育成基盤整備事業、事業費3億5,000万円、地方債3,150万円、充当率90%、交付税措置率20%です。

ごめんなさい、これ県の事業費ですね。

総事業費6,840万円。

経営体育成整備事業ですね。6,840万円地方債3,140万円、充当率90%の交付税措置20%です。

続いて、水質保全対策事業、総事業費386万3,100円、地方債250万円、充当率90%、1つの公共事業等債が変動しますと、借入金の一部に50%、あと一般圃場施設整備等事業債で20%となります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

それぞれ、これ充当率については丸っと限界まで充当率については借入れをしているという前提で聞いていたんですが、それで間違いないですか。

充当率が認められているものについては、認められている上限まで全部借入れを行っているというんだらうなということで、前提で聞いていたんですが、一部違うところがあるみたいなんですけど、間違いないですか。計算が合わないところがある。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

河合委員のおっしゃった今、起債につきましては、可能な限りまず充当率のいいものというか、交付税の措置率のいいものから順番に当然かけさせていただいておりますので、それで可能な限り起債のほうを充当するという考え方でやっていただいておりますというふうに聞いております。

**○委員（河合克平君）**

例えば緊急農地防災事業債は、緊急防災・減災事業債になるの、今国土交通事業債なのか。交付税率が70%ということなんですが、事業費100%ですよ。これ1億とか聞いておったけど、これ7,325万円で7,200万円の借入れということでもいいですか。

**○土木課長（河原明洋君）**

おっしゃるとおりでございます。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

すみません、1億というお話でありましたが、こちらですが、総事業費ですけれども、7,232万4,300円でございます。その100%ということで、すみません、切捨てになりますので、どうしてもこういう形でお願いしたいというふうに思います。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

それぞれ上限よく利用できるという内容でやられているということは分かりましたが、この金額でいうと、農業土木のほうでいうと、ほとんど自分のところで決められないというのものもある中で、これだけの起債をできた、できるというのは非常に計画も含めて頑張っているんじゃないかとは思いますが、この地方交付税で行われるものについては、地方交付税の交付率についてはそれぞれありますが、このものについては、地方交付税の算定のときにこれはどういうふうなのかというふうに申請をしていくということでもいいかどうかの確認です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

こちらですけれども、交付税の算定のときにこの元利償還金のほうを、簡単に言うと申請するところがございますので、そちらのほうで算出のほうがされるということでございます。

**○委員（河合克平君）**

あと少しです。

舗裝修繕事業で1,800万円と道路改良事業で4,900万円、佐屋駅周辺整備事業で1,760万円、あと消防緊急デジタル無線整備事業120万円、これについて事業費と充当率、交付税措置率を教えてください。

**○土木課長（河原明洋君）**

舗裝修繕事業債につきましては、事業費2,000万円の地方債1,800万円、充当率90%、財政力指数に応じて交付税措置がございます。

あと、道路改良事業債、事業費8,527万3,800円、地方債4,900万円、充当率90%、借入金の一部に交付税措置が50%、あとそれ以外の地方道路等整備事業債については、交付税措置がございません。

あと、佐屋駅周辺整備事業債につきまして、土木課分、用地測量と補償調査。

**○都市計画課長（佐藤政樹君）**

佐屋駅の事業につきましては、土木課分と都市計画課分ございますが、合わせて説明させていただきます。

佐屋駅周辺整備の令和8年度予算、事業費3,086万3,000円、うち公共事業等債が770万円、充当率90%、あと一般事業債のほうが合わせて990万円、充当率75%であります。以上です。

**○委員（河合克平君）**

交付税は。

**○委員長（馬淵紀明君）**

交付税率。

**○土木課長（河原明洋君）**

公共事業等債につきましては、交付税率が借入金の40%に対して50%、あと一般事業債については、交付税措置はございません。以上です。

**○消防総務課長（宮崎敏博君）**

私からは、令和8年度消防救急デジタル無線整備事業、総事業費は124万8,641円、充当率100%、交付税措置率70%でございます。以上です。

**○委員（河合克平君）**

分かりました。

佐屋駅周辺整備で1,760万円、総事業費3,086万円ということだったんですが、これは一般財源から入れる分もあるということのように見えるんですけど、これは一般財源からの分について入るのか、それが詳細、財源が分かれば教えてください。

あと、道路改良事業についても8,527万円の90%なのに4,900万円というのもちょっとよく分からないので、ほかの財源があるのであれば教えてください。

あと、防災緊急デジタル無線整備事業120万円は、100%の70%というと緊急防災・減災事業債みたいな、そういう特別なことなのかなというふうに思ったんですが、それでいいですか教えてください。

○都市計画課長（佐藤政樹君）

まずこちら、佐屋駅周辺整備の実施設計のほうにつきまして御答弁させていただきます。

一般財源はございまして、計算式でございしますが、国庫補助対象事業費としまして900万円ございまして、そこから国庫補助金、想定しています2分の1、450万円をマイナスします。そこから地方債分400万円をさらにマイナスしまして、国庫事業対象事業費として50万円が算出されます。国庫事業対象外事業費としまして672万円ございまして、そこから地方債、一般事業債500万円をマイナスしまして172万円を算出します。合計、一般財源としましては50万円と172万円、合計しまして222万円となります。以上です。

○土木課長（河原明洋君）

こちらの佐屋駅の土木課分としては、全体事業費として1,514万3,000円上げさせていただいておりますが、その内訳としては、補助金が420万円、先ほどの事業債ですね、地方債が860万円、一般財源が234万3,000円、合わせて1,514万3,000円となります。以上です。

○消防総務課長（宮崎敏博君）

消防救急デジタル無線整備事業についてですが、こちらは緊急防災・減災事業債を充てさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしかったですか。

○委員（河合克平君）

はい。

○委員長（馬淵紀明君）

では、これにて第2表及び第3表の質疑を終結いたします。

次に、これより議案第19号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

令和8年度の一般会計予算については、反対の立場で討論いたします。

様々な内容で事業費が削られているというところにいうと、市民に我慢をしていただくということが非常にたくさんあるなということを感じた予算でもありますし、道の駅の管理費用が8,200万円もかかるという内容も分かりましたし、今回の令和8年度の予算については、道の駅等に関わる費用は払うんだけど、そのほかの費用については削減するものは削減をするという、そういうことになった予算になりますので、反対をさせていただきます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号のうち、当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで、職員入れ替わりのため暫時休憩といたします。

午後 3 時44分 休憩

午後 3 時46分 再開

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第20号：令和8年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思えます。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

#### ○委員（河合克平君）

今会計のほうは、特に内容的にどうこうということはありませんが、一般直営診療施設の勘定についてちょっと質問したいんですけど、この繰入金が。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

ページ数と、お願いしますね。

#### ○委員（河合克平君）

ごめんなさい、概要書の95ページですね。

診療収入があって、一般会計からの繰入金が1,113万円は、前年からすると倍になっていますので、その一般会計からの繰入金の内容について確認をさせてください。

あと、歳出のほうで、総務費が200万円マイナスというのは、これは何か支払いをするものについて削減をしたということなのか。総務費の200万円減額についての内容を教えてください。以上、お願いします。

#### ○八開診療所事務局長（安田貴志君）

繰入金の件ですけれども、こちらは人件費相当分を一般会計のほうから繰入れをお願いしております。

歳出の総務費につきましては、任期付職員が育児休業に入りましたので、その分の減と会計年度任用職員の増、こちらを合わせてプラス・マイナスで減になっております。以上

です。

○委員（河合克平君）

職員の分の人件費相当分ということですが、去年は500万ぐらいでしたよね、人件費相当、違いましたか。増えている理由は。

○八開診療所事務局長（安田貴志君）

先ほど河合委員がおっしゃられたのは、基金が500万円ほどありましたので、そちらを入れております。今回は基金の繰入れがありませんので、一般会計繰入金のほうから1,113万4,000円を入れていただいております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

では、他によろしいですか。

[挙手する者なし]

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第20号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

国民健康保険の令和8年度の特別会計予算ですが、予算総額の前年対比の保険料が6,744万3,000円も増えている、5%も増えているということで、保険者に対する負担増になっている予算になるということで、反対とさせていただきます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号：令和8年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思っております。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

98ページですが、今回歳入の件で、前年対比で96%ということですからかなり減っているんですけども、この理由は保険者が。

○委員長（馬淵紀明君）

概要書ですね。

○委員（河合克平君）

概要書の98ページです、すみません。

歳入で後期高齢者医療保険料が11億7,500万円から11億2,800万と約4,651万2,000円減少ということになっておりますが、これについては、その理由等を教えてもらえますでしょうか。

○保険年金課長（後藤真治君）

こちらの予算額につきましては、令和8年度、9年度の新しい保険料率を広域連合から示され、その資料の中の数字を基に積算した数字を8年度は計上させていただいております。

7年度につきましては、6、7年度の保険料を広域連合から示されたものを基に積算しておりますが、結果として実際より多めの数字になっていたものと考えます。8年度については、新たな広域連合からの示された数字で積算したものでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

いわゆる令和7年度については多い積算の予定をしたけれども、令和8年度は実績でやったよという、そういう内容でいいですか。

○保険年金課長（後藤真治君）

7年度につきましては、ある程度市の想定等も含めながら積算いたしましたが、8年度につきましては、広域連合から示された数字に基づいての計算になっておりますので、多少計算根拠が変わったということではないんですけれども、実際7年度が想定が過大であったという形で見ていただいて結構でございます。

○委員（河合克平君）

そうすると、保険料は所得割と均等割という形で保険料を決めると思うんですけれども、これ令和8年度と令和7年度と比べると、令和7年のほうが保険料の計算は多くて、令和8年のほうが保険料は安くなったということですか。所得割と均等割が。

○保険年金課長（後藤真治君）

保険料率等を7年度と8年度と比べますと、まず所得割率が7年度11.13%、8年度は10.48%でマイナスしております。また、被保険者均等割額につきましては、7年度が5万3,438円に対しまして、8年度は5万6,130円ということで増額となっております。

差引きいたしますと、1人当たり平均保険料額の予定としては、1人当たりは増額の予定と見込まれていますが、7年度の保険、当初予算ですね、歳入につきましては、見込みが少し大きかったということで、8年度、新たな計算と比べますと8年度が下がったとい

うことでございます。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

はい。

○委員長（馬淵紀明君）

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第21号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

後期高齢者医療特別会計予算についてですが、ここにも記載がありますが、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療については、運営主体を全て市町村から広域連合とするということで、75歳以上の人は別扱いになり、その中で国と県と市の収入が決まり、保険者負担が使えば使うほど上がっていくという状況が、平成20年からですからもう16年も続いているんですが、そういった高齢者を別扱いにするということについては非常に問題があると思っておりますので、この会計予算については反対とさせていただきます。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

〔挙手する者なし〕

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号：令和8年度愛西市介護保険特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思っております。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（原 裕司君）

概要書の100ページの下段にあります参考の部分になります。

現在3,607人、第1号被保険者が1万9,016人という数字が出ていますけれども、

実際この認定審査を認定者ですね、認定審査を受けられて3,607人のうち介護保険を利用されている方を何%見込んで算出されていますでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

これは実績数、何ですか。

○委員（原 裕司君）

要は予算計上するとき、今102ページで介護保険給付の関係につながってくるんですが、おおよそでいいんですが。

○高齢福祉課主査（木村友也君）

介護認定の人数につきまして、そこから使われる介護のサービスの割合でございますが、おおよそ80%程度で見込んでおります。以上です。

○委員（原 裕司君）

80%の方が102ページの保険給付ないし予防のほうにも使われているというような状況なんですが、ここでこの限度額いっぱい使われている方というのは、介護度1から5までのうち一番多い介護度というのほどの値になりますでしょうか。

○委員長（馬淵紀明君）

それを見込んで予算を立てたかどうかということですか。

○委員（原 裕司君）

はい。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

介護度が幾つの方が限度額いっぱいまでというようなことは分析のほうをしておりませんので、以上となります。

○委員（原 裕司君）

それでは、要は80%の方が利用されているというような状況ですが、高額介護で戻ってくる部分というのが所得によって表れてくると思うんですが、その高額介護の対象者って何人ぐらいおられますか。

○委員長（馬淵紀明君）

資料ないならないということで、どうですか。

○高齢福祉課主査（木村友也君）

高額介護サービス費につきましては、支給の人数につきましては、今、約1万人の方にこちらの給付をしております。以上です。

○委員（原 裕司君）

それでは、今の先ほどの102ページの中の住宅改修と、これ限度が20万円給付が受けられるわけですが、103ページの中で介護予防住宅改修というのがありますが、この住宅改修というのは同額の金額でいいのかという確認と、それと介護予防で20万円の限度を使って、なおかつ要介護1から5までになれば、またこの住宅改修というのは1人2回まで活用ができるという判断でよろしいでしょうか。

**○高齢福祉課主査（木村友也君）**

1つ目の質問でございますが、住宅予防の改修につきましては、この額が実際に支給されている金額でございます。

2点目の要支援、介護予防の方が段階が変わることによって2回目の支給ができるかという質問につきましては、その段階から3段階上がったときにつきましては、上限の20万円ということがもう一度支給することができます。以上です。

**○委員（原 裕司君）**

ありがとうございます。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他によろしいですか。

**○委員（吉川三津子君）**

それでは、順番に質問のほうをさせていただきたいと思います。

105ページの。

**○委員長（馬淵紀明君）**

概要書でいいですか。

**○委員（吉川三津子君）**

はい、概要書です。

3款の地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費の介護予防・生活支援サービス事業費について、毎年聞かせていただいておりますが、住民主体の関係でお聞きをしたいと思います。

これ今、訪問と通所ですが、Dはどちらに入っているのかということと、ちょっと数を聞いて申し訳ないんですけども、チェックリストに該当している人、要支援の人、それから1、2があると思いますが、要支援だった人が要介護になっても使えるはずなので、その人数とか何か、分ければいいんですけども、教えていただきたいと思います。

**○委員長（馬淵紀明君）**

予算上の見込みでいいんですよ。

**○委員（吉川三津子君）**

はい。人数が既に登録がされていると思いますので、その登録人数が分ければ教えていただけると。概算で結構です、大まかで。約で大丈夫です。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

1つ目の御質問のDにつきましては、訪問型サービスとなります。

それから、要支援の方が要介護に行く人数につきましては、人数何人ということとはちょっと今分かりませんが、すごく少なくとも10人未満というような少なさということ。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

そうすると、今、訪問のほうはBとDが一緒になって訪問型というふうにカウントがさ

れているということでもよろしかったでしょうか。団体数とかが分かれば、また教えていただきたいと思います。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

最初の質問ですが、BとDと一緒に訪問型サービスとなっております。

団体数につきましては、令和7年11月現在となりますけれども、訪問Bが5団体、Dが2団体となります。以上です。

○委員（吉川三津子君）

そちらのほうはそんな感じで、ちょっとあと補助金が出ると思うんですけど、度々お話をさせていただいていて、マックスの補助額が月当たり4万か5万か、いろいろ設定がされていると思うんですが、そのお金を活動費に使ってしまうと、例えばサポーターさんが1回1,000円で動いたと。月当たり4万の補助金だったと。使われる方は無料でいいですよといった場合、4万円に達するとそれ以上活動ができなくなってしまうんですね。

○委員長（馬淵紀明君）

事業の内容ですか。何の。

○委員（吉川三津子君）

だから、補助金の関係のことを聞いているんです。

○委員長（馬淵紀明君）

どこの補助金ですか。

○委員（吉川三津子君）

訪問も通所も。団体によってその補助金の使い方を決めているので。

○委員長（馬淵紀明君）

この補助金は、でも違う補助金だもんね。違うでしょう。

○委員（吉川三津子君）

補助金です。

○委員長（馬淵紀明君）

この補助金は、出している補助金と、今吉川さん言っておる補助金は違うんでしょう。一緒なんですか。

○委員（吉川三津子君）

市から出ている補助金ですので一緒です。

○委員長（馬淵紀明君）

それの。

○委員（吉川三津子君）

支給の仕方でも頭打ちになってしまうので、そこの部分で8年度何らかの工夫がされているのか。マックスまで使っちゃうと、それ以上お金がないからサポートができなくなっていってしまうんですよ。そこら辺の工夫が必要ということは言っているんですけど、8年度工夫がされているのか確認をさせていただきたいと思います。

**○高齢福祉課長（八木久美子君）**

住民主体型サービスの補助金につきましては、確かに上限額がありますので、それ以上サービスをできないというような状況ではありますが、活動していただいている団体さんにお聞きしますと、担い手として助けが必要な方のために、お金のところではなく活動されているというようなことはお聞きしております。

令和8年度につきましては、この補助金を何か見直しをしたか、工夫をしたかというような御質問もあったと思いますけれども、特に令和7年度と変更点はございません。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

精神論的にはおっしゃるとおりなんですけれども、活動する人がいて、今回は無料で、Aさんは無料でBさんはボランティア費をもらうとか、そういったところで支障が出てきてしまうのではないかとということで質問をさせていただきました。

**○委員長（馬淵紀明君）**

それはいいですから、質問してください。

**○委員（吉川三津子君）**

それで、あと下のほうの3款の地域支援事業費、1項の介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費のほうの介護予防ケアマネジメント事業についてであります。こちらのちょっとケアマネジメントCというのはどういったケアプランに当たるのか。こちらのほうは要支援とか、そういったチェックリストとか何かの人に該当するのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

**○高齢福祉課主査（城 安代君）**

ケアマネジメントCについては、通所型サービスBとか訪問型サービスBとか訪問型サービスDの住民型主体によるサービスを受けられる方や配食サービス、見守り訪問、健足健口教室という通所型サービスCというのがあります。簡略化したケアマネジメントになりますので、単価も安くなっておりますし、あと包括支援センターがそういった地域のサービスにつなげていくということで、居宅の方は計画を立てずに包括が立てているマネジメントになります。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

地域包括のほうもケアマネさんがいらっしゃってプランを立てていらっしゃるんですけど、地域包括のほうも指定管理で委託費的なものを出しているわけですが、その辺、このケアプランの作成というのを、またお支払いを地域包括にもしているということでしょうか。

**○高齢福祉課主査（城 安代君）**

ケアマネジメントCのほうは、収入として包括のほうが入れています。なので、そこから委託料が減っています。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

委託料から、もしくはケアプランをつくると、その金額分、委託料金から減るんだよということによろしいですか。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

そのとおりです。

○委員（吉川三津子君）

ありがとうございます。

このケアプランは毎年、年1回必ずつくらないと利用できないのか。ほかのケアプランもそんなふうなのか、ちょっとよく私も知識がないんですけども、毎年これは、利用者はケアプランをつくってもらわないと利用ができないという判断でいいですか。

○委員長（馬淵紀明君）

予算の質問ですから、予算の金額に関係……。

○委員（吉川三津子君）

金額に関係あります。

○委員長（馬淵紀明君）

関係ある。

○委員（吉川三津子君）

あります。

○委員長（馬淵紀明君）

あるの。

○委員（吉川三津子君）

はい。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

事業対象者に関しましては、2年に1回の更新になっておりますので、ケアプランのほうも2年で期限を切って更新で計画を立てております。

要支援者の総合事業や介護予防給付のほうを使われるほうは、介護認定で認定を受けまして、その認定でケアプランのほうを立てております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

それでは、次のページの106ページについてお伺いをしたいと思います。

地域支援事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費の一般介護予防事業についてお伺いをしたいと思います。介護予防事業委託料、以前よりたくさんメニューが増えてきておりますが、それぞれ委託先が決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

愛西おでかけサロン、脳若トレーニング教室はJ A海部、フレイル予防教室、認知症予防教室は株式会社ジェネラス、介護予防ヨガ教室のほうはママ・ぷらす、水中運動教室は朝日新聞です。以上です。

○委員（吉川三津子君）

ありがとうございます。

○委員長（馬淵紀明君）

ちゃんと答弁してください。

水中運動教室はどちらですか。

○高齢福祉課主査（城 安代君）

朝日新聞と契約をされていて、朝日スポーツセンターにお願いしています。以上です。

○委員（吉川三津子君）

以上です。

○委員（河合克平君）

では、僕は予算書のほうで確認をさせてください。

予算書の82ページ、83ページですが、4款1項2目の。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書ですよ。

○委員（河合克平君）

予算書。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書何ページですか。

○委員（河合克平君）

82ページ。

○委員長（馬淵紀明君）

2款だよ。

今、予算書何ページって言いましたか。

○委員（河合克平君）

82ページ。

〔「概要書じゃないですか」の声あり〕

じゃない。概要書じゃなくて予算書だよ。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書は82ページは2款になっているよ。

〔「歳入ですよ」の声あり〕

○委員（河合克平君）

歳入だよ。歳入の4款国庫支出金、2項国庫負担金。

〔「介護予防給付費負担金」の声あり〕

歳入だよ、歳入。1款、2款、3款、4款とあるので、歳入で。

○委員長（馬淵紀明君）

ありますか。予算書、82。

○委員（河合克平君）

介護だよ、介護。

〔「介護給付費のほうですね、今」の声あり〕

○委員長（馬淵紀明君）

ああ、そうやね。すみません、間違えました。特介だもんね。

どうぞ、すみません。

○委員（河合克平君）

82ページの4款2項1目の調整交付金ですが、2億4,015万3,000円ということで、前年対比2,000万円と多くなっているんですが、これについては調整交付金が今年度はたくさんもらえるということで出されていると思いますが、調整交付金の交付率を教えてください。

国庫支出金、4款2項4目の保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金が1,000万円ずつありますが、これについてはどういう予算の内容になるのか教えてください。

○委員長（馬淵紀明君）

84ページですね。

○委員（河合克平君）

84、85ね。

それだけ3点。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

私からは、1つ目の御質問について答弁させていただきます。

調整交付金につきましては、この8年度の予算を計上する秋の頃に分かっている数字が直近の6年度のパーセントとなりますので、6年度の3.94%で計上のほうをしております。以上です。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金につきましては、来年度予算の算定の秋の時点ではまだ内示等が終わっていませんので、概算で1,000万円ずつということで計上をさせていただいております。

○委員（河合克平君）

保険者機能強化推進交付金は1,000万円で大体だろうというのは分かりましたけど、これはどうするとこの保険者機能強化推進交付金がもらえるんでしたっけ。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

こちらにつきましては、市が介護予防ですとか高齢者の地域における活動等に資する事業をどれだけやっているかということの評価できる評価指標がございます。こちらを毎年度確認いたしまして、国のほうでどこまでこの支援がいただけるかということで決まってくる、そういった交付金になります。以上です。

○委員（河合克平君）

努力支援交付金は。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

保険者努力支援交付金につきましても同様に、指標の内容が異なるというものでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

大体だから多くなったり少なくなったりということだと思いますが、少なくなったらそれだけ分足らんということになるか、大体この金額で指標を参考にしながらだと分かるということでしょうか。

○高齢福祉課課長補佐（猪飼隆善君）

指標に基づきまして国で算定されまして決定が来ますので、それに基づいて決算のときに処理がされるということでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

そういう金額が、努力をするとお金がもらえるということであつたり、国からの調整交付金というのが出てくるもので、調整交付金ってもともと計画のときには3.9もなく調整交付金計算していたよね。今回3.9%来るということは、それなりに財政的なプラスに働くのかなというふうに思うんですが、それはどういうふうに判断されていますか。

○高齢福祉課長（八木久美子君）

第9期事業計画を策定いたしました令和5年度のときには3.05%とかだったと思います。

毎年毎年、高齢者の人口とか所得区分によってこのパーセントが決まるわけなんですけれども、当初の計画よりはパーセントが上がっておりますので、その分は保険者からの保険料のところとの調整、または基金の取崩しのところの調整とはなるとは思いますけれども、あとは介護給付費等がどれぐらい計画どおりに進むのかということもありますので、また3年間計画を立てておりますので、3年間の評価を通しながら第10期に向けて検討等したいと考えています。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいでしょうか。

○副市長（清水栄利子君）

先ほど河合委員の質問で、106ページの一般介護予防事業の委託先については主査から御答弁がありました。令和7年度の実績となりますので、令和8年度についてはこれから決まるということで、失礼いたしました。吉川さんから委託先を聞かれましたが、答弁内容については令和7年度の実績ということで御理解いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（馬淵紀明君）

予算も認めていないということなので、よろしく申し上げます。

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第22号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

#### ○委員（河合克平君）

議案第22号の令和8年愛西市介護保険特別会計予算についてですが、国の調整交付金があったより出たりということもありますし、負担率がこの9期の負担が本当に、保険料負担がそれでよかったのかなということも疑問に思うところでもあります。

もともと介護保険についての負担が多くて、支払いの負担が多くて、介護保険の利用するのも負担が大きいという状況は今のところ変わらない状況であるというふうに考えますので、介護保険の特別会計予算については反対とさせていただきます。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論はなしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### ○保険年金課長（後藤真治君）

申し訳ございません。少し遡りますが、21号、河合委員の質問の中で、私の答弁で訂正させていただきたい部分がありますので、よろしく申し上げます。

令和8年度の後期高齢の所得割率及び均等割額でございますが、先ほど申し上げました数字を訂正させていただきます。

この予算積算時点におきまして広域連合から示されておりました数字につきましては、所得割率、子ども・子育て分を入れて11.03%、均等割額が5万7,369円で計算しておりました。

また、先ほど私が間違えて申し上げた数字につきまして、子ども・子育て分が入っていませんでしたので、参考にはなりますが、子ども・子育て分0.25%と1,362円を足しまして10.73%、5万7,492円ということをお願いいたします。こちらのほうが新しい数字になります。以上でございます。

#### ○委員長（馬淵紀明君）

では、ここで休憩を取らせていただきます。再開は16時35分です。

午後 4 時25分 休憩

午後 4 時35分 再開

○委員長（馬淵紀明君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第23号：令和8年度愛西市水道事業会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

水道事業会計についてですが。

○委員長（馬淵紀明君）

ページ数等お願いします。23号ですね。

○委員（河合克平君）

23号の有収率をちょっと聞きたいんですが、たしか事業会計の後ろのほうかな。

有収率が85%ということは本会議で聞いたんですけど。

○委員長（馬淵紀明君）

なので、ページ数を先をお願いします。

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

117ページの。

○委員長（馬淵紀明君）

予算書ですね。

○委員（河合克平君）

予算書の117ページの収益的収入で、給水収益4億1,300万円についてですが、有収率85%ということでしたが、これが85%だから4億円になるんですよね。これ90%になると幾らぐらいになるのか。この85%をどう上げるかとか、そういう内容についてはどのように考えておられるか教えてください。

○上水道課長（平野宗克君）

90%とした場合においては、およそ影響額が700万円程度になるかと思います。以上です。

○委員（河合克平君）

700万というと利益がありますので、その利益をそれだけ圧縮しているということになるので。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員、700万ではないよ。答弁聞きましたか、今。

○委員（河合克平君）

700万と言わなかった。

○委員長（馬淵紀明君）

もう一度答弁お願いします。

○委員（河合克平君）

85%、90%、700万と言わなかった。

○委員長（馬淵紀明君）

答弁もう一度お願いします。

○上水道課長（平野宗克君）

有収率90%とした場合、プラス700万円ぐらいの影響があると。以上です。

○委員（河合克平君）

早急に上げないといけないですけど、この今回の予算で、八開地区のほうでそういうことがあって、修理とかをしていかないかんといいか、漏水対策を行っていくということで予算立っていますけど、どんなスケジュールでそれは進めていくんですかね。

○上水道課長（平野宗克君）

やはり自体が直接利益に関わってまいりますので、年度当初の発注を予定しております。以上です。

○委員（河合克平君）

年度当初に発注をして、夏はどうしても使うのが量が多いのでそこでいっぱい出ちゃうし、どんなスケジュールでしていくつもりですか。8年度いっぱいかかるような予定ですか。

○上水道課長（平野宗克君）

現在、まだ具体的なスケジュールのほうは立てておりませんが、年度いっぱいにかかるのではないかと見込んでおります。以上です。

○委員（河合克平君）

分かりました。

予算書の119ページの愛西市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書で見ると、当年度純利益が9,676万3,000円もマイナスになるんですけれども、9,600万円のマイナスということで今回予定をしておりますが、これは約1億円も赤字になるということですか。

○上水道課長（平野宗克君）

そのとおりです。

○委員（河合克平君）

その要因は。

○上水道課長（平野宗克君）

主な要因としては、建設改良費ではなく勘定収益のほうで、まず使用料収入の減少と勘定支出のほうで物価高騰などにより費用が高騰しているということが原因だと思います。以

上です。

○委員（河合克平君）

これは令和8年度に限ってということになるんですかね、1億円の赤字は。

○上水道課長（平野宗克君）

令和8年度におきましては、およそ6,800万円の赤字の見込みとなっております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

9,600万円の赤字が出ているからどういうふうだという質問で、今答弁だとその数字も違うし、どうしてかという見込みが分からないけど、もう一度答弁してください。

○上水道課長（平野宗克君）

失礼しました。7年度の見込み、7年のことをちょっと想定して回答してしまいました。

令和8年度のキャッシュ・フローの9,600万の要因としましては、収益において約1,000万円、そして支出において7,500万円の増となっております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員は8年度だけの赤字見込みなのかという質問もあつたんですけど、そうですね、河合委員。

8年度の見込みがこれだけの赤字、9,600万円の赤字があつたけど、単年度だけかという質問だったと思いますが、その辺りの答弁をお願いします。

○上水道課長（平野宗克君）

8年度以降も赤字の見込みでございます。以上です。

○委員（河合克平君）

8年目以降、赤字になるということであれば、これ見込みが分からんのかどうか知らんけど、1億円もマイナスになるというのは危機的状況だと思うんですけど、水道事業で。

これは、毎年そのくらい赤字になっていくということだったら、本当に事業が潰れちゃうんじゃないかなとちょっと心配するんだけど、キャッシュ・フローは5億円ぐらいあるもんで5年間はおつかもしれんけど、その辺については、今年度たくさん工事をやるからとか、今年度たくさん修繕をするからとか、今年度設計をしないかとかそういうことなのか。今年度だけ県水の受給費が上がってきているんでこの赤字なのか。そういうことは、この7,500万円の支出増というものの内訳とかというのは分かります。

○上水道課長（平野宗克君）

原水及び浄水費における主なもの、大きなものを申し上げますと、修繕費で約600万円、それから受水費、県水の購入費ですね、こちらで1,500万円、そして配水及び給水費の委託料、漏水の調査業務であるとか、あと修繕費のほうで委託料が490万円、修繕費で400万円の増となっております。

次に、総係費で3,070万円の増、こちらの内訳につきましては、人件費が約300万円、そして委託料、こちらが料金システムの改定に係るもので2,800万円の増額となっております。

ます。

この中で特に今後発生しないものとしましては、先ほど申しあげましたシステムの関係の業務で2,800万円というのは、これ単年度限りでございますので、総額でいいますと、先ほど7,500万と申しあげたもののうち2,800万円ほどが単年度しかかからないので、4,700万ぐらいの赤字にはなっていくのではないかと考えております。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

河合委員、いいですか。

○委員（河合克平君）

はい。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

では、質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第23号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言をします。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（河合克平君）

令和8年度水道事業会計予算について反対の立場で討論いたしますが、水道事業会計、今聞いているとちょっと危機的な状況だなとは思いますが、もともと災害の費用とか防災の費用とか、そういうところはやっぱり市に補助金を出してもらおうとか、そういう一般会計からの補正予算、一般会計からの繰入れ等を求めていくような、そういう動きをしていかないと、今後の事業継続が難しいなということにはちょっと感じたんですけども、有収率の問題とかありますけれども、この間2回も値上げがされて、2回値上げがされた中で水道事業会計というのが行われているという点では、負担増の中で予算会計が行われているということでは賛成をすることができませんので、反対といたします。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言をします。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号：令和8年度愛西市下水道事業会計予算を議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思います。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

**○委員（吉川三津子君）**

それでは、議案第24号：令和8年度愛西市下水道事業会計予算について質問のほうをさせていただきますと思います。

まず最初に、数点資料について確認をさせていただきたいのですが、157ページの。

**○委員長（馬淵紀明君）**

予算書でいいですか。

**○委員（吉川三津子君）**

はい。予算書になるのかな。議案のところについて、予算書、会計予算です。

157ページのところの予定貸借対照表についてですが、ここの流動資産の現金・預金が8億6,000万あります。これについては、現金がきちんとあるのか、またほかのものに、現金とか預金ではなくてほかのものに換えているのか、その辺まず確認をさせていただきたいと思います。

**○下水道課課長補佐（山村修一君）**

こちらの貸借対照表上に示されている現金につきましては、先ほど下水道事業会計の通帳上に入っている現金、あと損益勘定留保資金等の数字が基となっております。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

つまり、この預金通帳の金額とこれは一致しているということでしょうか。

**○下水道課長（服部芳樹君）**

はい、お見込みのとおりです。以上です。

**○委員（吉川三津子君）**

つまり、いつでもこれは現金化できる状況にあるとって判断していいということですよ。

**○下水道課長（服部芳樹君）**

はい、そのとおりです。

**○委員（吉川三津子君）**

順番にちょっとお聞きをしていきたいんですけども、令和8年度の減価償却費から長期前受金の戻入れを引いた金額というのが多分実質的に手元に残る現金で、約4億円ぐらいになるのかなと思います。

それに対して借入返済は今回6.3億円なので、差引き毎年2.3億円の現金が構造的に足りなくなっていくような、そんな予算じゃないかなというふうに思います。

この不足分を今までみたいに過去の貯蓄、過年度の留保金などで頼り切って運用してい

くんだよというのは、いろいろ長期計画が立てられているんですが、その方針であるよということなのでしょう。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

例年度の資金の使用については、委員のお見込みどおりですけれども、下水道事業会計としては単年度の必要の経費の縮減、これについては施設の統廃合等を進めた上で、そちらの支出の削減を図った上で下水道事業会計の運営の継続的な運営ができるように努めていきたいと思っております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

努力をされていくのは分かりますけれども、継続的にこういった不足分が今までの過去の留保金で頼り切って運営していくしかないのが今の現状でしょうかね。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

はい、お見込みのとおりでございます。

○委員（吉川三津子君）

本当に危機的な状況になっている、自転車操業的になっているなということを痛切に感じているわけなんですけれども、こういった方法が長続きできるかどうかというのが、とてもいつまでもつんだという話になってくると思うんですよ。

今回、現金が8億6,000万ぐらいキャッシュ・フローのほうにあります。そこで、建設の改良積立金が5億6,000万ぐらいあるわけです。そうすると、建設関係のは建設に使うわけなので、赤字分を埋めるのに使えるのは5億7,000万ぐらいしかないんですよ。でも今回、赤字分が6億幾らでしたっけ、6億ぐらいあるんですよ。これどうやって払うのと。もう既に、この現金の5億6,000万、8億6,000万のうちの5億6,000万は建築関係の改良に使うお金なので、赤字に埋められるお金というのは3億7,000万ぐらいしかないわけですよ。これ払えない可能性が大になってくるんですけど、また今回の振替と同じようなことをやらざるを得ないような予算になっていますが、その辺の見解についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

吉川さん、すみません。その5億、ごめんなさい、どこにあるんですか、5億6,000万って。

○委員（吉川三津子君）

現金が8億。

○委員長（馬淵紀明君）

それは分かりました。それは最初の質問で分かったんですけども、吉川さんの見解なの。

○委員（吉川三津子君）

その中で、建築の、159ページの資本のところには建設改良積立金というのがあります。先ほどずっと聞いてきている中で、現金・預金というのは、余剰金と、それからこの建設

改良積立金がその現金・預金だよということです。ですから、現金・預金から建設改良積立金を引いたお金が赤字分に充てられるお金なんですが、今回赤字分が6億あるわけですよ。でも、お金が3億しかないのにどうやって払うんですかと。また、この年度末になったら建設改良積立金をまた組み替えて払わなきゃいけないんじゃないですかと。

○委員長（馬淵紀明君）

その8年度の見込みを聞けばいいですね。そうしたら、どういうふうか。

○委員（吉川三津子君）

そう。今いただいている予算書ではそうなっているんですけども、いかがなものでしょうかということです。

○委員長（馬淵紀明君）

8年度に対してどういう見込みなのか。

答弁をお願いします。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

令和8年度の4条収支の不足額の補填の内訳につきましては、議案に記載がされているとおりの内容となっております。

その内容で、こちらとしても補填財源として使用できる内容で書かせていただいております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

よく分からないです。もう一回ちょっと分かりやすく。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

今回の4条収支の不足額につきましては、6億506万6,000円の不足額が生じております。そのうち、そこに補填する財源としましては、過年度の損益勘定留保資金で4億1,338万7,000円、当年度分損益勘定留保資金で1億670万4,000円、過年度消費税及び地方消費税の収支調整額で7,421万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額で1,076万2,000円を活用して、先ほどの収支不足額を補填する内容となっております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

補填するのは分かるんですけど、この補填する財源は現金とか預金にないと払えないわけじゃないですか。それが不足してくるんじゃないですかと。この6億、こういった数字は上げているんですけども、これお金がないと払えないわけで、現金・預金が8億しかない。そのうち建設関係の積立金があるとこの赤字分を払えないんじゃないですかというのが私の質問で、払い続けられるならば払い続けられると断言していただいてもよろしいですけども、そこら辺ちょっと計算すると、とてもこれ8年度払えないんじゃないのと。また同じように組替えしないとイケないんじゃないのということをちょっと思うわけです。

○委員長（馬淵紀明君）

質問は、8年度払える見込みですかという質問でいいですよ。

○委員（吉川三津子君）

うん、そうです。

数字は並んでいるけど、現金ないんじゃないですかという。

○下水道課課長補佐（山村修一君）

ここで上げている補填財源の内訳につきましては、あくまでも補填財源として使える額を把握した上で計上しているものとなりますので、委員がおっしゃられるように、このとおり補填できない状況ではないと考えております。以上です。

○委員（吉川三津子君）

大丈夫だよと。これ今回みたいに振替しなくても大丈夫だよということかなというふうに思いますけれども、第2次経営戦略で、私、先ほど言ったように、不足額というのは2億から4億でずっと令和5年から計画が立てられているわけです。7年度、8年度って、もうこのレベルを超えてしまっていて、実際に積立金とか留保金ももう目減りしている状況になっていると思うんです。

○委員長（馬淵紀明君）

質問は端的にお願いします。

○委員（吉川三津子君）

はい。

令和13年度に多分この建設投資のピークを迎えると思うんですけれども、このままやっていってキャッシュ・フローの将来の推計を立てていらっしゃるならば、いつ頃に現金がこれだけあるから大丈夫だよという推計があるならば教えていただきたいと思います。

○委員長（馬淵紀明君）

推計があるかないかでよろしいです。8年度予算を立てた上での、その後の推計は持っているかどうか、どうでしょうか。

○下水道課長（服部芳樹君）

現金に関しての今後の見通し、推計に関しては、今持ち合わせておりません。

○委員（吉川三津子君）

それは推計とか何かしていないということなのか、長期計画もあるわけなので、そういったものをお持ちなのか、その辺だけちょっと確認をさせてください。

○下水道課長（服部芳樹君）

決算時点における財政計画はございますが、それ以外のものに関しては持ち合わせておりません。以上です。

○委員（吉川三津子君）

以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他にございますか。

[挙手する者なし]

では、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第24号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

**○委員（河合克平君）**

今回の令和8年度の下水道事業会計の予算ですが、現金の不足と4条予算についての補填財源の不足というのが目に見えてきているなどということは感じます。

本会議では、損益勘定留保資金の残高は3億1,700万だと言っていたから、3億1,700万ぐらいの予算はすぐなくなっちゃうわね、事業を継続していく中でね。しっかりと補填財源を積み上げられるような、そういうことをしていかないといけないというふうに思いますし、市からもしっかりと一般会計に繰り入れるということをししないと、本当に下水道事業会計が破綻していくんではないかということ非常に不安に思うわけですが、これで下水道事業会計の下水道の料金が上がるということになれば本当に本末転倒になるので、そういった点ではしっかりと事業を進めてほしいというふうに思いますし、今でさえ一部のところは使用料が安くなったとはいえ値上げがされたところもありますし、高い下水道料金を負担しているということで、市民からの声も届くところでもありますので、高い下水道料金の歳入を見込んだ予算については反対とさせていただきます。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他にございますか。

[挙手する者なし]

では次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました請願を除く全ての案件を審査を終了いたしました。

続きまして、請願の審査に入ります。

ここで、職員入れ替わりのため暫時休憩といたします。

午後5時07分 休憩

午後5時08分 再開

**○委員長（馬淵紀明君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、当委員会に付託されました請願の審査に移ります。

請願第1号：成年後見制度の利用促進および財政支援の拡充に関する請願書を議題といたします。

この請願については本議会で紹介議員からの説明がございましたので、直ちに議員間討議により進めたいと思います。

それでは、請願第1号につきまして御意見のある方はどうぞ。

よろしいですか。

[発言する者あり]

あくまでも制度のことだけは。

[「現状はいいですか」の声あり]

現状についての質問ということでよろしいですか。

**○委員（吉川三津子君）**

私以前、今、権利センターで社協さんが法人後見人の準備をしているというお話を聞いたことがあるんですけども、その辺、社会福祉協議会の動きはどうなっているかつかんでいらっしゃったら教えていただきたいと思います。

**○社会福祉課長（水野裕公君）**

現在、市のほうからは働きかけは行っているんですけど、まだ向こうから正式な返事はいただいております。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

よろしいですか。

**○委員（河合克平君）**

法人後見人についての制度についての補助をしてほしいという国に対して求める請願になっていますが、今は法人後見人に関わって財政的な支援等については全くないということでもいいのでしょうか。全くないので求めるということでもいいのでしょうか、原さん。

**○委員（原 裕司君）**

それでは、私の範囲で。

現在、権利擁護センターの中で、包括もそうですが、法人後見人の業務ではなくて、相談業務の中でこういう制度がありますよという制度の紹介等は行っておりますけれども、実際に現在行われているのは、外部にお願いする法人、個人の弁護士であるとか、そういった専門職、あるいは親族も含めて裁判所のほうでの申請になりますので、現在、愛西市においては、相談業務という形になっているのが現状だと思います。以上です。

**○委員長（馬淵紀明君）**

他によろしいですか。

御意見ありますか。

よろしいですか。

○委員（河合克平君）

つまり法人後見に関わって、財政的な支援は今のところどこにもない。個人や弁護士、また司法書士など、そういった士と個人にはあるけれども、団体にはそういう法人後見についてに関わる支援はないという認識でいいですか、今現状。

○委員（原 裕司君）

現在のところ、愛西市においてはそういう業務を行う形にはなっていないというところ  
です。

○委員（吉川三津子君）

ちょっと確認させていただきたいんですけども、今、市長申立てとか、それから経済  
的に苦しいとか、そういった事例については、いろんな補助制度なり何なりを適用するこ  
とができるかと思うんですが、法人後見の場合、そういった今ある制度が使えないのかと  
いうことが問題になってくるかと思うんですけども、そこは原さんが分かっているのか、  
こちらに聞いたほうがいいのか。

○委員（原 裕司君）

現在、やはり今回障害者を持つ親たちがつくる会が自分の子供たちの将来を案じてこう  
いう活動をされているわけです。当然、個人でお願いをする場合、弁護士等にもお願いす  
るんですけど、弁護士も全てがオールマイティーで分かるわけではないので、やはりそう  
いった福祉関係であったり、組織として動くということが大切になってきます。特に、財  
産等も含めて管理をし、そしてサービス等の契約等もその窓口になるわけですので、個々  
でするとやはり手厚い支援ができない部分もあるので、こういった中で国のほうに法人後  
見人制度という制度があるので、そちらを活用すれば今の障害者等を持つ親も将来安心し  
てというか、将来を案ずることもなくなるんじゃないかということで、今回の申請に当た  
ったという状況であります。

○委員（吉川三津子君）

もう一点聞いてよろしいですか。

原委員が今、紹介議員として望んでいらっしゃることは、法人後見人をする団体を増や  
して、そういったところに後見人がお願いできる。例えば、個人だと後見人の人がお亡く  
なりになっちゃうとその後困っちゃうもんですから、法人だとそういった組織にお願いす  
ると、個人じゃないので組織が継続的に見てくれるので、法人後見人という組織を地域に  
増やすのに国なり何なりに御尽力いただきたいという、運営に補助するのではなくて、そ  
ういった組織ができることが重要だよという主張でよろしいですか。

○委員（原 裕司君）

そのとおりであります。

当然、法人の中にはNPO法人もあれば、そういった組織の中で活動できる窓口が増え  
ればそれなりの対応ができるということで、それについてはやはり国の予算が必要になっ  
てくるので、国に働きかけてこういった組織、相談をできる、お願いができる法人を、団

体を組織立てるといふか、していただくという趣旨で国に要望するものであります。以上です。

○委員長（馬淵紀明君）

他によろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、御意見も出尽くしたようですので、次にこの請願第1号に対する討論に入りたいと思います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方どうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を認めます。

御意見のある方はどうぞ。

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第1号は採択と決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の全ての案件を審査終了いたしました。

これにて本日の建設福祉委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございます。

午後5時17分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会

建設福祉委員会

委員長 馬 渕 紀 明